

あなたといっしょに
地域の暮らし応援団

大分県社協第5次中長期活動計画

だいふくプラン 2022

ふだんのくらしをしあわせに



いちごちゃん

だいふくん

※「だいふくプラン」とは、大分県民が大きな福(しあわせ)を実感しながら
地域で生活するための計画とするため、名づけたものです。

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会

目次

はじめに	1
------	---

第1章 大分県社協第5次中長期活動計画の概要

1 計画策定の目的と意義	4
2 計画の期間	4
3 計画の位置づけ	4

第2章 大分県における地域の状況とその課題・特徴

1 人口減少社会と少子高齢化の進行	6
2 認知症高齢者の増加と地域生活支援	8
3 障がいのある者の増加と社会参加	9
4 子どもの健やかな成長を阻害する要因の顕在化	9
5 新型コロナウイルス感染症の流行と生活困窮者の増加	11
6 求められる“必要な人に届く”権利擁護の支援	12
7 災害の甚大化による生活不安、福祉的支援への対応	12
8 福祉を担う人材不足の深刻化	13

第3章 課題へのアプローチ（全体像）

1 大分県社会福祉協議会によるアプローチ（概要図）	16
2 大分県社会福祉協議会が取り組むSDGs10の概要	18

第4章 課題へのアプローチ（取組項目）

1 地域共生社会の推進	20
【課題：地縁・血縁の希薄化による、地域のつながり・地域力の弱体化】	
アプローチ① 包括的かつ重層支援体制の確立	22
【課題：少子高齢化に伴う高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者等の増加】	
※認知症高齢者支援については第3節にて記載	
アプローチ② 高齢者の社会参加と生きがいづくり	24
【課題：障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域社会の実現】	
アプローチ③ 障がい者の社会参加促進	26
【課題：子どもの貧困・児童虐待・ヤングケアラーの増加】	
アプローチ④ 子どもたちの健やかな成長・育成支援	28

2 社会的孤立の解消促進	30
【課題：新型コロナウイルス感染症の拡大と生活困窮者の増加】	
アプローチ① 生活困窮者への支援	32
アプローチ② フードバンクの拡充	34
3 権利擁護システムの推進	36
【課題：社会的に弱い立場におかれる者（認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等）の社会参加】	
アプローチ① 判断能力が不十分な者への支援	38
アプローチ② 権利を守るための相談体制の充実	38
4 災害に強い地域づくり	40
【課題：頻発する災害】	
アプローチ① 災害時の支援体制整備	42
アプローチ② 災害時要配慮者の支援	44
5 新たな福祉の担い手づくり	46
【課題：福祉現場の人材確保】	
アプローチ① 福祉人材の確保・育成・定着	48
アプローチ② 介護現場の革新	50

第5章

大分県社協第5次中長期活動計画の推進にあたって

.....	54
-------	----

資料編

大分県社協第4次中長期活動計画「だいふくプラン2018」評価結果一覧	57
参考資料	67
大分県社協第5次中長期活動計画策定スケジュール	68
用語解説	69
大分県社協第5次中長期活動計画策定委員会設置要綱及び委員名簿	71

はじめに

2020（令和2）年初頭に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、2年超が経過するも、その終息がまだ見通せない状況です。

失業や休業などによる収入の減少や住居維持の困難等、生活・福祉課題は顕在化するとともに、地域で相談活動や福祉サービスの提供を行う福祉職員等エッセンシャルワーカーの疲労や負担感も増大しています。

大分県社会福祉協議会では、失業や休業等で収入が減少した方に対する生活福祉資金特例貸付による支援をはじめ、フードバンクおおいたを活用した子ども食堂や留学生を含む生活困窮者、ウクライナからの避難者などへの食料支援を行ってきました。さらに、高齢者等の福祉施設でのクラスター発生時には、衛生用品の配布や職員の応援派遣等を行い、福祉サービス利用者の支援やエッセンシャルワーカーの負担軽減にも取り組みました。

一方で、福祉人材の確保は、コロナ禍でさらに困難になりましたし、近年頻発する自然災害でのボランティア活動も多くの制約がありました。

コロナ禍で少子高齢化、人口減少はさらに加速し、孤独・孤立や膨大な生活困窮者の出現など、新たな課題も顕在化する中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年は目前です。さらに、社会保障上の課題とされている2040年問題も念頭に置いた対応が求められています。

今後は、生活福祉資金特例貸付に係る償還業務も開始されます。償還だけにとどまらず、様々な生活上の課題を抱え福祉の支援を必要とする人々に行政や市町村社会福祉協議会、福祉関係者をはじめとする関係機関と密接に連携・協働し、寄り添いながら支援を継続していかなければなりません。地域の福祉課題を共有するプラットフォーム、中間支援組織としての社協機能を発揮し、地域共生社会の推進を図っていきます。

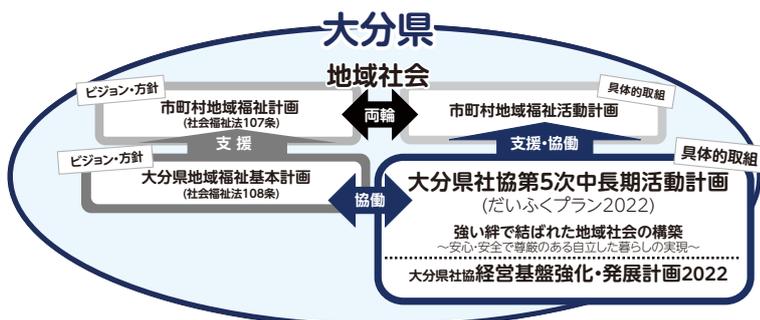
また、福祉人材の確保も待ったなしです。福祉人材センターの活動に加え、介護ロボットやICTの活用により介護労働の負担軽減や介護の質の向上を図るとともに、外国人介護人材の受入・定着も促進します。

40年以内の発生確率が90%に引き上げられた南海トラフ巨大地震への対応も、災害ボランティア・福祉支援センターを設置し、強化します。

大分県社会福祉協議会が目指す「強い絆で結ばれた地域社会の構築～安心・安全で尊厳のある自立した暮らしの実現～」は、地域共生社会やSDGsの「誰一人取り残さない持続可能な多様性と包摂性のある社会」の実現と方向性を同じにするものです。

5年後、このプラン名である「だいふく（大福）」のとおり地域に暮らす方々が、より多くの幸せを実感できるような地域となるよう、本プランを策定し、着実に実行していきます。

結びに、プラン策定にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。



令和4年6月
社会福祉法人大分県社会福祉協議会
会長 草野 俊 介

第1章

大分県社協第5次中長期活動計画の概要

① 計画策定の目的と意義

大分県社会福祉協議会（以下、「大分県社協」という。）は、1951（昭和26）年に設立され、これまで70年の間、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）、社会福祉法人・福祉施設、行政、民生委員児童委員、ボランティアなど、多くの関係機関、関係者とのつながり（ネットワーク）を築き、社会福祉法第110条の規定に位置づけられた「県域における地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、地域を取り巻く様々な状況から生じる複雑かつ多様な福祉課題に対して、その解決に向けた取り組みを実践してきました。

大分県社協第5次中長期活動計画「だいふくプラン2022」（以下、「本プラン」という。）は、「強い絆で結ばれた地域社会の構築」を基本理念として掲げ、その実現に向けて今日的な役割や活動の方向性を明確にするために策定するものです。

県域から身近な地域に至るまで、長年にわたって築いてきたつながりと、これから築いていくつながりを、大分県社協の重要な財産と認識し、中長期的な視点からの重点事業の指針を示します。

② 計画の期間

本プランは、**2022（令和4）年度**を初年度とする、**2026（令和8）年度**までの5カ年計画です。中間年度である2024（令和6）年度には、計画全体の中間評価を実施し、全体的な見直しを行います。

③ 計画の位置づけ

大分県社協の基本理念は「強い絆で結ばれた地域社会の構築～安心・安全で尊厳のある自立した暮らしの実現～」であり、大分県地域福祉基本計画が掲げる「子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じ、安心して暮らせる地域共生社会」の実現に資するものです。

これらを実現していくためにも、本プランが、県内各地域の地域課題の解決のために各市町村・市町村社協で策定された市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画の実施を支援し、協働することができる計画であることが求められます。

さらに、本プランの内容を具現化するためには、経営基盤を強化・発展させることが必要であることから、「経営基盤強化・発展計画2022」を策定し、本プランと一体的に施行していきます。

第2章

大分県における地域の状況とその課題・特徴

第2章

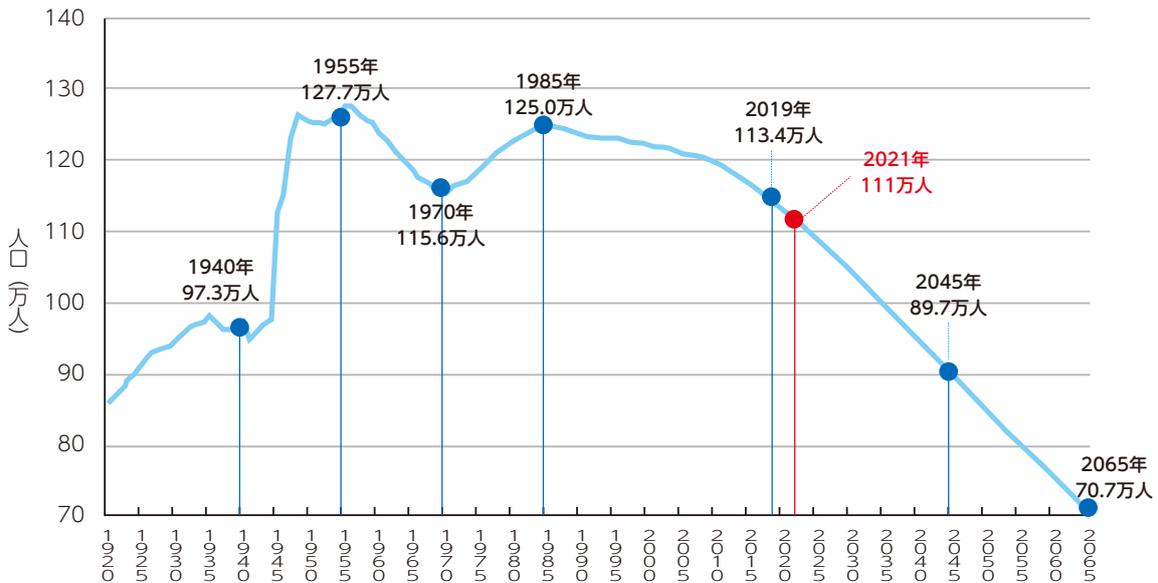
大分県における地域の状況とその課題・特徴

① 人口減少社会と少子高齢化の進行

下表のとおり、大分県の総人口は、約111万人（2021（令和3）年12月）です。

1985（昭和60）年以降は緩やかな減少が続いており、2045（令和27）年には90万人を下回ることが見込まれています。

図1 総人口の推移（大分県）



資料：「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等（令和元年6月版）」
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局より提供

■出典：大分県人口ビジョン 令和2年3月

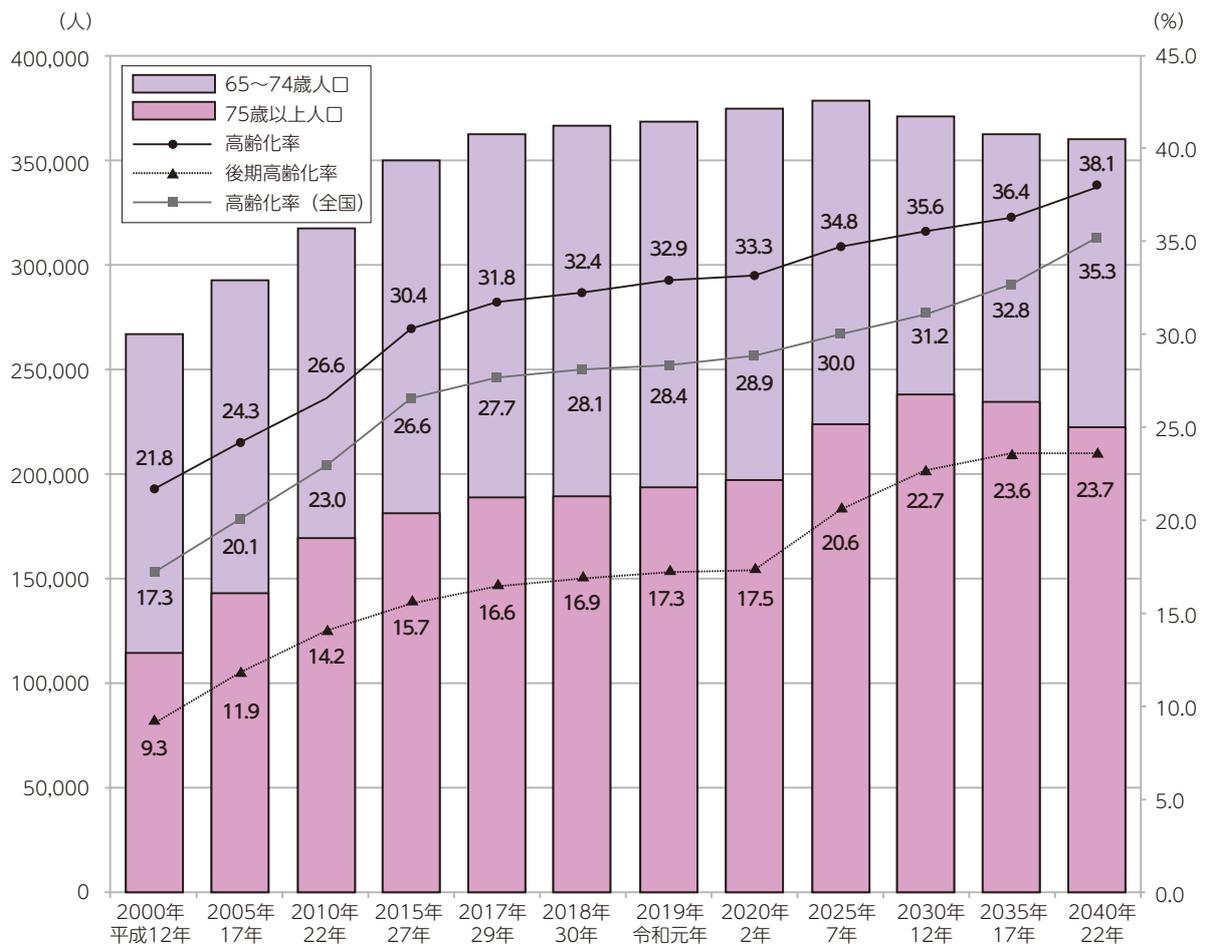
大分県	1920 (大正9年)	1925 (大正14年)	1930 (昭和5年)	1935 (昭和10年)	1940 (昭和15年)	1945 (昭和20年)	1950 (昭和25年)	1955 (昭和30年)	1960 (昭和35年)	1965 (昭和40年)	
総人口	860,282	915,136	945,771	980,458	972,975	1,124,513	1,252,999	1,277,199	1,239,655	1,187,480	
	1970 (昭和45年)	1975 (昭和50年)	1980 (昭和55年)	1985 (昭和60年)	1990 (平成2年)	1995 (平成7年)	2000 (平成12年)	2005 (平成17年)	2010 (平成22年)	2015 (平成27年)	2020 (令和2年)
	1,155,566	1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529	1,166,338	1,124,597
	2021 (令和3年12月時点)										
	1,113,607										

■参考：「令和2年国勢調査結果（速報）について」大分県統計調査課 令和2年3月

図2にあるように、65歳以上の人口の総数は、2025（令和7）年をピークに減少に転じますが、後期高齢者（75歳以上）人口は、2030（令和12）年まで上昇を続ける見込みです。

高齢化率は、総数のピーク以降も上昇を続けるとともに、後期高齢化率についても、2040（令和22）年まで上昇を続ける見込みとなっています。

図2 高齢者人口及び高齢化率の推移



(注) 1. 毎月流動人口調査 (10月1日現在) を基に作成 (平成12、17、22、27年は国勢調査による確定値)
 2. 2020 (令和2) 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月公表)
 3. 2019 (令和元) 年までの総人口は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

■出典：おおいた高齢者いきいきプラン (大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画) (第8期) 令和3年3月

図3 年少人口割合 (15歳未満)

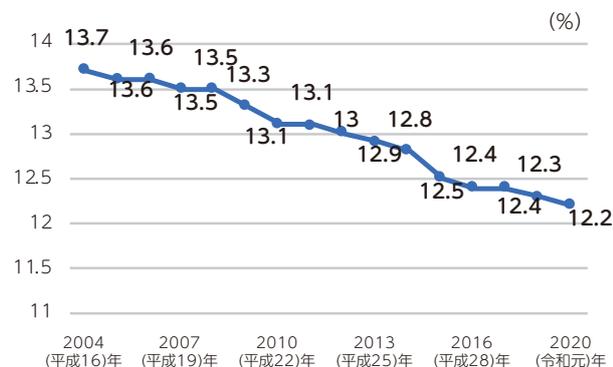
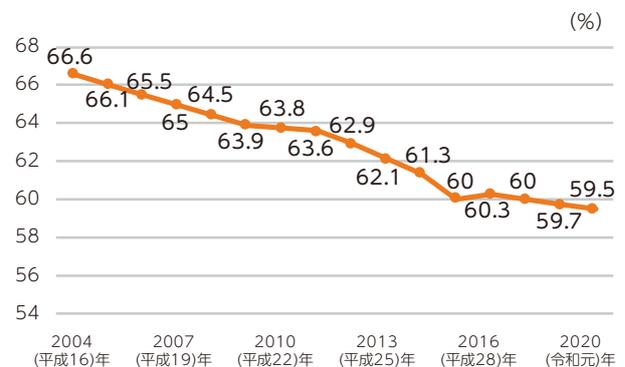


図4 生産年齢人口割合

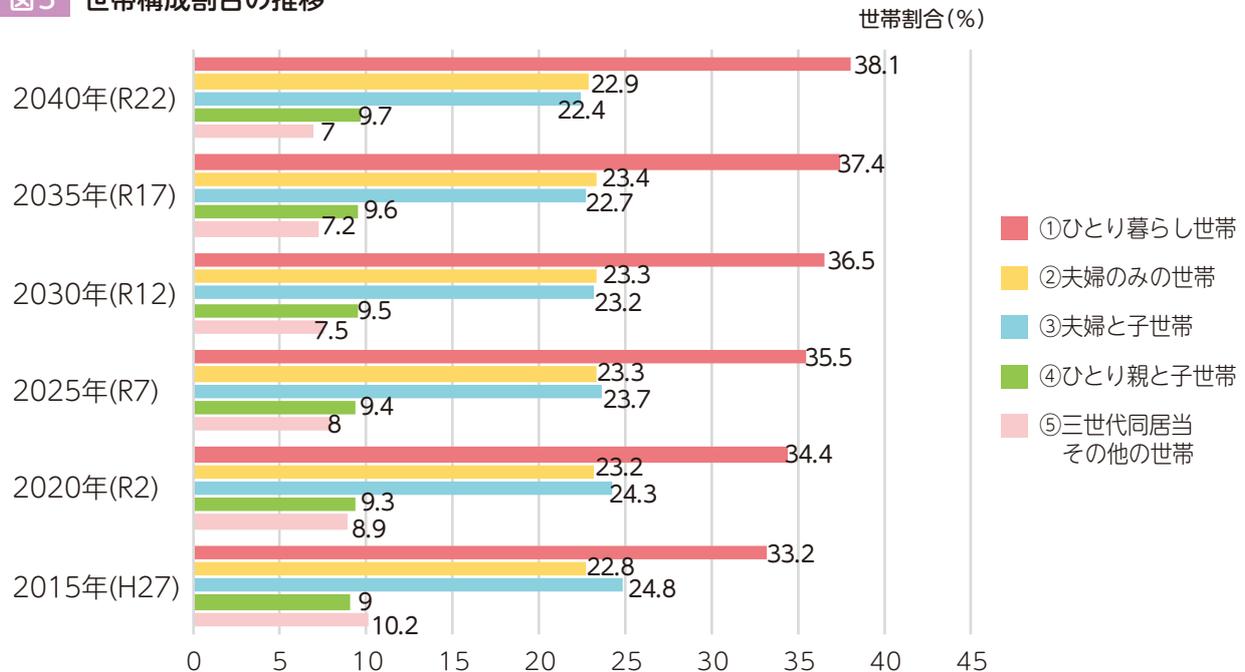


■参考：大分県100の指標 (令和3年9月版)

高齢化率の伸びに対し、図3、4でも示されているように、年少人口 (15歳未満) 割合・生産年齢人口割合は、低下の一途をたどっています。

さらに本県の世帯構成は、図5で示されているように、今後「①ひとり暮らし世帯」や、「④ひとり親と子世帯」の割合が上昇する一方、「③夫婦と子からなる世帯」や、「⑤三世同居等その他世帯」は減少することが見込まれています。

図5 世帯構成割合の推移

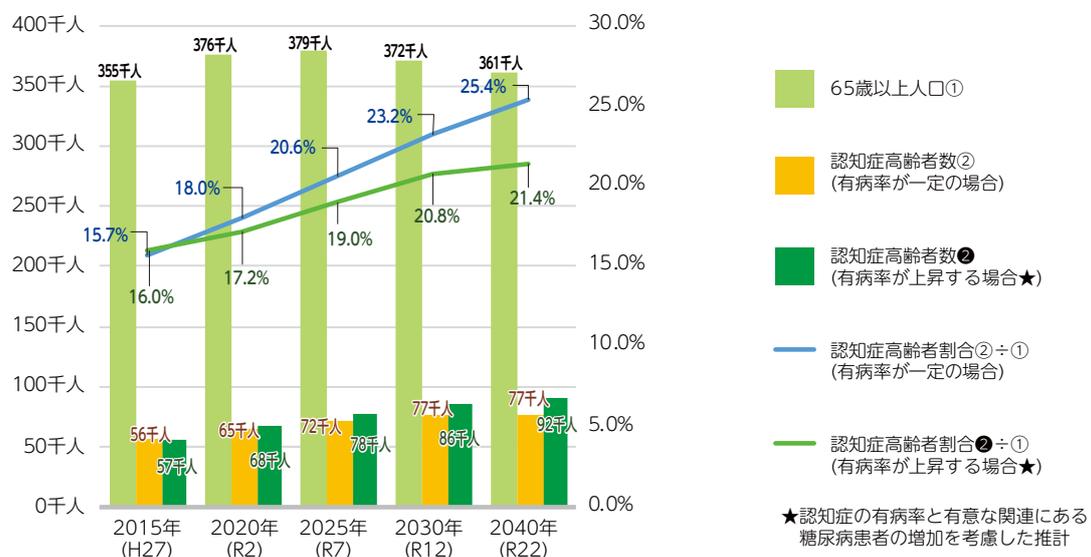


参考：大分県地域福祉基本計画 令和2年3月

これまで、日本の地域福祉を支えてきた「地縁（地域の支え合い機能等）」・「血縁（家庭内での家族による支え合い機能等）」といった大きな基盤の揺らぎは、本県における最大の課題です。

② 認知症高齢者の増加と地域生活支援

図6 認知症高齢者の推移



参考：おおいた高齢者いきいきプラン（大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）（第8期） 令和3年3月

本県の2020（令和2）年の認知症高齢者は65～68千人と推定されており、65歳以上人口に占める割合は17.2～18.0%となります。認知症高齢者は今後も増加することが見込まれており、団塊の世代が全て75歳以上となる2025（令和7）年には72～78千人、65歳以上人口に占める割合は19.0～20.6%と、**高齢者の5人に1人が認知症高齢者**になると推計されています。

③ 障がいのある者の増加と社会参加

障がいのある者については、手帳交付者で見ると図7のように増加していることがわかります。

身体障害者手帳交付者は減少傾向にあるものの、**療育手帳**交付者と**精神障害者保健福祉手帳**交付者は、2019（令和元）年度と2009（平成21）年度を比較すると、それぞれ**2,540人**と、**6,515人**増えています。

こうした手帳交付者の増は、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及や、障がいがある人もない人も共に暮らしやすい地域社会を実現しようという考え方の広がりやと表裏一体とも捉えられます。

また、超高齢社会が続く中で、身体機能の低下（歩行やADLの課題）、認知機能の低下（認知症など判断能力等の課題）などにより、生活に課題を抱える者はますます増加していくことが予測されます。

(人)

手帳の種類	2009年 (平成21年)	2016年 (平成28年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
身体障害者手帳交付者 - ①	67,949	62,720	61,401	60,859
視覚障がい	5,057	3,801	3,603	3,545
聴覚・平均機能障がい	6,678	5,815	5,674	5,705
音声・言語機能障がい	625	572	572	562
肢体不自由	37,167	34,534	33,569	33,077
内部障がい	18,422	17,998	17,983	17,970
療育手帳交付者 - ②	8,357	9,970	10,525	10,897
A (重度)	3,069	3,417	3,478	3,549
児童	625	663	685	642
成人	2,444	2,754	2,793	2,907
B (中軽度)	5,288	6,553	7,047	7,348
児童	1,140	1,478	1,647	1,725
成人	4,148	5,075	5,400	5,623
精神障害者保健福祉手帳交付者 - ③	4,798	8,153	9,695	11,313
1級	420	429	478	540
2級	3,253	5,691	6,666	7,754
3級	1,125	2,033	2,551	3,019
合計 (①+②+③)	81,104	80,843	81,621	83,069

■出典：大分県障がい福祉計画（第6期）2021（令和3）年3月

④ 子どもの健やかな成長を阻害する要因の顕在化

子どもに関わる福祉課題として、最初にあげられるのが「児童虐待」です。

大分県がまとめた2020（令和2）年度の児童虐待の相談件数は2,630件（市町村 1,730件、児童相談所 900件）で、1990（平成2）年以降の最多を更新し、引き続きの対策が求められるところです。

それに加え、近年では「子どもの貧困」「ヤングケアラー」といった課題がクローズアップされています。

まず「子どもの貧困」は、その割合が一段と増加した2008（平成20）年～2009（平成21）年頃から注目を集めはじめ、2011（平成23）年、厚生労働省は「子どもの貧困率」を発表しました。

その後、**「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014（平成26）年1月に施行**されました。

図8 子どもの貧困率（全国）の推移



■出典：2019年国民生活基礎調査の概況（厚生労働省） ※2020年以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止中

図9 子どもの“朝食摂取”状況（大分県）

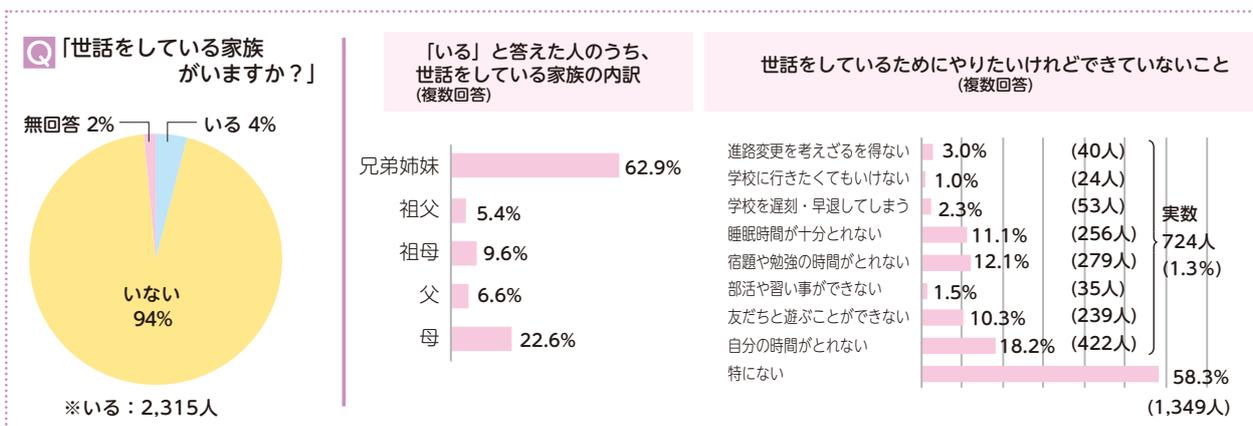
	毎日	5-6日/週	3-4日/週	1-2日/週	ほとんど食べない	無回答
小5 (N=9,139人)	87.5%	6.0%	2.8%	1.3%	2.3%	0.2%
中2 (N=8,405人)	82.5%	7.9%	3.4%	2.2%	4.0%	0.1%

■出典：2019（令和元）年度大分県子どもの生活実態調査 2020（令和2）年3月

大分県が2019（令和元）年に実施した「大分県子どもの生活実態調査」では、世帯収入が低い（128.6万円/年末未満）世帯が12.2%（※1）であると報告されました。

また、同調査では、「朝食をほとんど食べない」子どもの割合が、小学校5年生で2.3%（210名）、中学校2年生で4%（336名）と一定数存在し、収入が低い世帯ほど高い割合を示していることが確認されています。

図10



■出典：大分県ヤングケアラー実態調査結果 2022（令和4）年2月公開

さらに、[2021（令和3）年4月に厚生労働省が公表した全国調査](#)では、中学・高校生のおよそ **20人に1人が**、大人の代わりに家族の介護やきょうだいの世話を担う子ども「**ヤングケアラー**」だという結果が示されました。これを受けて、大分県においては同年10月1日から、県内の状況を把握するため、小学5年～高校3年の全児童・生徒約8万人を対象に、初の実態調査が実施されました。

調査は、日本ケアラー連盟の定義を参考に、「障がいや病気のある家族に代わって家事をする」「家族に代わって幼いきょうだいを世話する」「家計を支えるため働いて障害や病気のある家族を助ける」といった状況にある子どもをヤングケアラーと位置づけています。

この調査の結果、図10で示されているように、約57,000人からの回答の4%にあたる2,315人が「①世話をしている家族がいる」と回答し、1.3%にあたる724人が「②世話をしていることで、やりたいけど、できていないことがある」と回答しました。このことから、[県内には家事や家族の世話を日常的に行うことで、自身の生活に支障が生じている、支援を必要とするヤングケアラーが1,000人程度いると推計（※2）](#)されています。

※1 この割合は、調査の世帯分類基準であり、世帯の経済状況と子どもの生活状況との関連性を把握するために設定されているもので、大分県の「子どもの貧困率」ではない。

※2 推計 調査対象である県内の小学校5年生～高校3年生 79,550人×上記②の1.3%≒1,000人

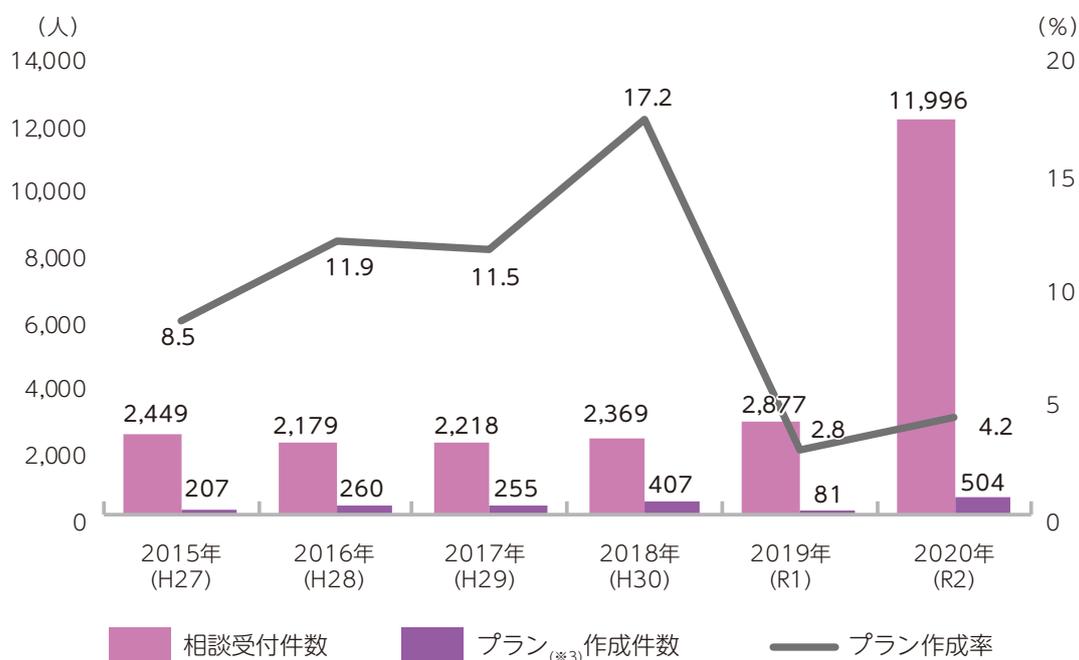
⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行と生活困窮者の増加

2020（令和2）年初頭に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、2年が経過するも、その終息が見通せない状況です。感染抑制の取組みによる経済・社会活動の制限が長期化するなか、休業や失業などによる収入の減少、住居の維持の困難化など、深刻かつ多様な生活課題・福祉課題を顕在化させることとなりました。

とくに、パートやアルバイト等不安定雇用にある若者、ひとり親世帯、外国人など生活基盤が脆弱であった人びとはより厳しい影響を受けることとなり、生活に困難を抱える方が大幅に増加したことは、図11の自立相談受付件数の著しい増加からも見て取れます。

緊急的な資金ニーズに対応するために、大分県社協が実施している生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付は、2020（令和2）年3月～2022（令和4）年3月までのおよそ2年間で、約13万9千件、152億円にのぼり、このことから、長期化するコロナ禍が県民の生活を脅かしていることがわかります。

図11 生活困窮者自立相談受付件数等の推移



■参考：大分県地域福祉基本計画 R2. 3月/令和3年度生活困窮者自立支援制度推進検討会議 (R3.10月) 資料

今後、特例貸付の償還が始まります。スムーズな償還支援に努めることはもちろんのこと、それぞれの人の応じた自立支援に向け、各関係機関・関係者と連携、協力していくことが重要です。

さらに、生活に困難を抱えることになったのは、日本人だけではなく、外国人留学生なども影響しており「帰国できない」、「仕送りが途絶える」、「アルバイトを解雇される」などの厳しい状況におかれました。

※3 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関では、相談者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、伴走型の支援を展開している。

⑥ 求められる“必要な人に届く”権利擁護の支援

1～3にも記載したとおり、判断能力が不十分になった方の財産の管理や日常生活の支援等は、今後一層必要性が高まることが予測されます。しかし、図12のとおり、現状として、まだまだ十分に活用されていない実態があり、2016（平成28）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、各市町村において、成年後見制度等の利用の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することが求められています。

図12

調査対象 人数		現在支援を受けている人数			成年後見制度の利用ニーズ		
		計 A	あんしん サポート 利用者数	成年後見制度 利用者数	計 A + B + C	必要性はある が利用に至っ ていない人数 B	申立等準備 を行っている 人数 C
(人)	36,242	606	402	204	1,075	375	94
(%)		1.7	1.1	0.6	3.0	1.0	0.3

■参考：おおいた高齢者いきいきプラン（大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）〈第8期〉 令和3年3月

また、後見人等の多くは、親族や弁護士等の専門職が選任されていますが、ひとり暮らしの高齢者が増えていく中、財産管理だけではなく、病院での手続や住居の手続など身上監護の必要性も増していることから、地域における後見の担い手として「市民後見人」を増やしていくことで、権利擁護の支援がより身近で利用しやすいものとなるよう、環境整備を進めていくことも必要となってきます。

⑦ 災害の甚大化による生活不安、福祉的支援への対応

2011（平成23）年に起こった東日本大震災をはじめ、図13のように、2016（平成28）年の熊本地震や恒常化している豪雨災害といった様々な自然災害により、事業が継続できなくなる状況が多く発生しています。

こうした緊急事態に直面した際に被害を最小限に抑え、一刻も復興・復旧するためにも、防災・発災時・復興期の、それぞれの取組みと、対応できる能力を磨いておく必要があります。

図13 本会職員を派遣した過去5年間の大規模災害

発生の時期			災害	発生の場所
2016年	平成28年	4月14日～4月16日	2016（平成28）年熊本地震（M6.5・M7.3）	熊本県・大分県
2017年	平成29年	7月5日～7月6日	2017（平成29）年7月九州北部豪雨	大分県日田市 福岡県朝倉市等
		9月9日～9月18日	2017（平成29）年台風18号	大分県津久見市・臼杵市・ 佐伯市等
2018年	平成30年	7月5日～7月8日	2018（平成30）年7月西日本豪雨	岡山県・広島県等
2019年	令和元年	8月27日～8月29日	2019（令和元）年8月前線による大雨	佐賀県と福岡県・長崎県を 中心とする九州北部
2020年	令和2年	7月3日～7月31日	2020（令和2）年7月豪雨	大分県日田市・由布市・ 九重町等

⑧ 福祉を担う人材不足の深刻化

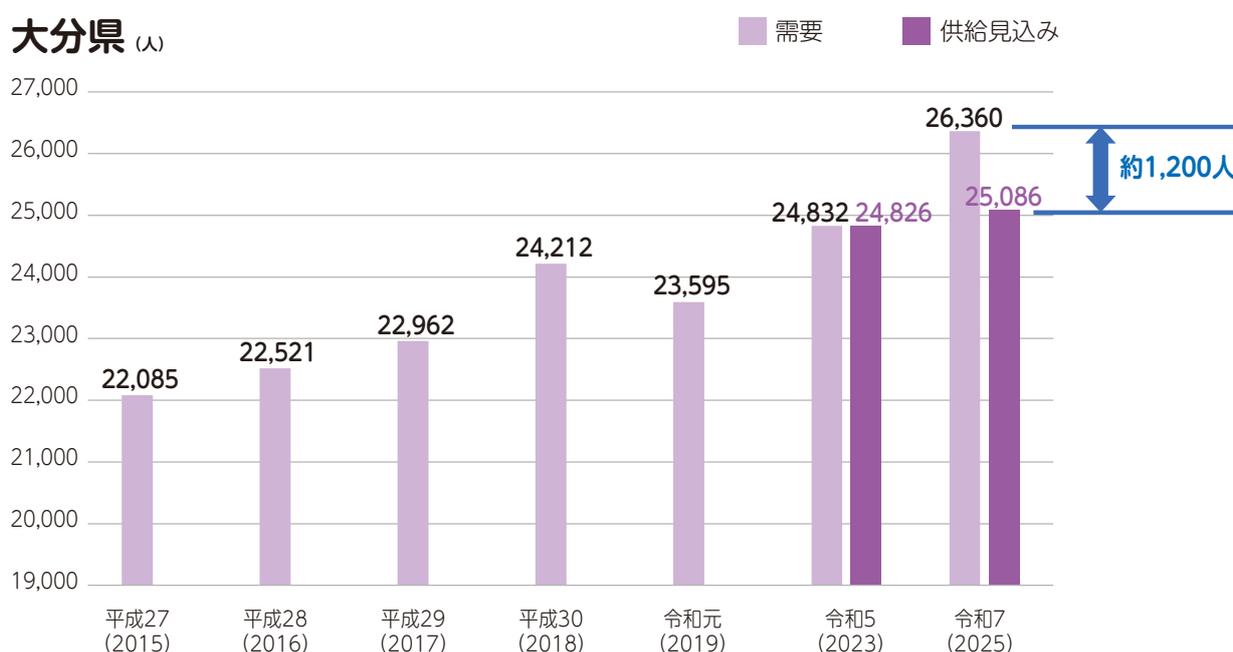
私たちは多くの取り組むべき課題を抱えており、様々な福祉現場の皆さんと一緒にこれらの課題に取り組んでいかなければなりません。

増大する福祉・介護ニーズに対応していくためには、**福祉人材の安定的な確保**が不可欠です。

また、キャリアパスを見据えた**人材育成や処遇改善**を行い、**福祉人材の定着**を図っていくことも重要です。

とりわけ、大分県の介護職員数は、2019（令和元）年度時点で23,595人となっています。団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達する**2025（令和7）年**にかけて、**本県における高齢者人口がピークを迎える**一方で、**生産年齢人口は減少し、介護従事者が約1,200人不足すると推計**されています。

図14 介護人材の必要数



■出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」に基づく数値、第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数 令和2年7月

第3章

課題へのアプローチ（全体像）

第3章

課題へのアプローチ（全体像）

大分県社協は、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「**支え手」「受け手」という関係を超えて**、地域住民や地域の多様な主体が参画し、**人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら**ることで、住民一人ひとりの**暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**、“**地域共生社会**”を実現し、地域福祉を推進していきます。

また、「**誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会**」の実現に向けて国連が示した「**持続可能な開発目標（SDGs）**」^{（※4）}は地域共生社会の実現に向けた取組みに繋がるものであり、その中に掲げる17の共通目標は福祉分野における事業や活動において、すでに体现されているものもあります。

大分県社協は、SDGsの理念を共有する関係者（これまでつながりの薄かった企業・団体等含む）とともに、地域共生社会の実現に向けた取組みを行うことで「**強い絆でむすばれた地域社会の構築～安心・安全で尊厳のある自立した暮らしの実現～**」を目指していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の最中に策定する本プランでは、DXの推進、Society5.0^{（※5）}の考え方も意識し、先端技術導入によるウィズ・ポストコロナ時代のニューノーマル^{（※6）}に沿った地域共生社会の推進と社会的課題の解決に取り組んでまいります。

① 大分県社会福祉協議会によるアプローチ（概要図）





※4 2030（令和12）年を年限として示された。①貧困 ②飢餓 ③保健 ④教育 ⑤ジェンダー ⑥水・衛生 ⑦エネルギー ⑧成長・雇用 ⑨イノベーション ⑩不平等 ⑪都市 ⑫生産・消費 ⑬気候変動 ⑭海洋資源 ⑮陸上資源 ⑯平和 ⑰実施手段 から成る。

※5 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

※6 新型コロナウイルス感染症の蔓延といった“大きな変化”の後に訪れる新しい常識・日常。思いもなかったことが当たり前になってしまう現象。

※7 「障がい者」の中には、特に明記のない場合「障がい児」を含む。



② 大分県社会福祉協議会が取り組むSDGs10の概要

SDGs	SDGsの目標	大分県社会福祉協議会の関わりかた(例)
<p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	生活困窮者自立支援・おおいたくらしサポート等 子どもの貧困への対策(子ども食堂、フードバンク等) 生活福祉資金貸付制度 日常生活自立支援事業・権利擁護事業の実施 善意銀行
<p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	生活困窮者自立支援・おおいたくらしサポート等 子どもの貧困への対策(子ども食堂、フードバンク等)
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	各福祉施設協議会の支援 豊の国ねんりんピックの開催 身体障害者福祉センターの運営 ICT、AI等の活用、DXの推進による介護サービス等の提供・普及
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	生活困窮者自立支援 子どもの貧困への対策(子ども食堂等) 豊の国ねんりんピック美術展(シルバー作品展)の開催 社会福祉介護研修センター・身体障害者福祉センターでの各種教室・研修の実施
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長、および全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセントワーク)を推進する	福祉人材の確保・育成 働き方改革等による人材の定着支援 外国人介護人材受入れ促進、定着支援 介護福祉士修学資金、保育士修学資金、離職介護人材再就職準備金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等の貸付事業
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内および国家間の不平等を是正する	生活困窮者自立支援・おおいたくらしサポート等 子どもの貧困への対策(子ども食堂、フードバンク等) 障がいのある人もない人も暮らしやすい社会の実現(身体障害者福祉センター、ゆうあいスポーツ大会等) 高齢者の生きがいづくり(ねんりんピック、シルバー作品展等) 外国人介護人材受入れ促進、定着支援
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する	福祉教育の推進 地域共生社会によるまちづくりの推進 災害ボランティアセンター運営・支援
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する	フードバンクの運営
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	災害ボランティアセンター運営・支援 DWAT活動
<p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルネットワークを活性化する	地域の福祉課題を共有・協議する場(プラットフォーム)としての社会福祉協議会、広域な連携による地域公益活動を実施する社会福祉法人、地域住民のひとりとして、地域住民に最も近い立場で寄り添う民生委員・児童委員の連携による、地域のネットワークの構築 → 地域共生社会の推進

第4章

課題へのアプローチ（取組項目）

第4章

課題へのアプローチ（取組項目）

1

誰もがともに支え合い、
人と人とのつながりを感じ、
安心して暮らせる地域をつくる

地域共生社会の推進



地域福祉の推進

社会福祉協議会は、1951（昭和26）年に『社会福祉事業法』に基づいて誕生し、2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革において『社会福祉事業法』が『社会福祉法』へと改正される中で、『地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』として位置づけられました。**地域福祉推進の中核としての役割が法的に明確化されている唯一の団体、それが「社協」です。**（社会福祉法第109・110条）

このアプローチでは、SDGsの目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に対応しています。

日本社会にはかつて家族などとのつながりである「血縁」、地域とのつながりである「地縁」、所属する会社内でのつながりである「社縁」などの支え合いの機能が存在していました。

しかし、日本全体はもちろんのこと、大分県においても、少子高齢化に加え急激な人口減少が進み、**人々の生活領域における支え合いの基盤が揺らいでいます。**

人と人との相互の関わり合い、つながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、**誰もが役割を持ち、お互いその存在を認め合い尊重し、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会**としていくことが求められています。

さらに、**認知症高齢者の増加**や**8050問題**、**児童虐待・ヤングケアラー**の問題、いっそう求められる障がい者の**社会参加**といった分野別課題に加え、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、**複合的な支援を必要とするケースなど、対応が困難な事例**が散見されるようになってきました。

これまで日本の社会保障制度は、対象者別・機能別に整備され、私たち福祉の現場に携わる者は、それらの法制度に則った活動・支援を展開してきました。しかし、今後は**対象者別・機能別の活動・支援を大事にしつつも、各分野横断的な活動・支援を實踐できる知識、スキル、そしてネットワーク**といった「福祉の総合力」が求められるようになってきます。

大分県社協は、今般の**新型コロナウイルス感染症の世界的大流行**による、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、「**地域共生社会**」を実現していきます。

大分県社協の取組事例 ① 誰もが自分らしく…

研修・会議

共に考え、共に取り組む！
よりよい地域社会の実現のために…



《会議》



《福祉教育》



《研修》

高齢者の社会参加と生きがいづくり



《豊の国ねりんピック》



《豊の国ねりんピック》



《美術展》

障がいのある人もない人も 暮らしやすい社会の実現



《ゆうあいスポーツ大会》



《あすびあフェスタ》



《ゆうあいスポーツ大会》

子どもの健やかな成長・育成支援



《ブロック別研修会》



《子ども食堂ネットワーク》



《子ども食堂支援》

アプローチ①

包括的かつ重層支援体制の確立

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	地域共生社会の実現に向けた新たな指針の提示	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備・重層的支援体制整備に関する実践の促進を図ります。	NEW ■大分県版福祉ビジョンの見直し
2	地域生活課題の解決に向けた対応力向上	市町村社協役職員、地域力強化推進員、相談支援包括化推進員、地域福祉コーディネーター等の養成・育成に取り組み、また地域福祉活動の実践研究を行います。	NEW ■我が事・丸ごと地域共生社会推進人材養成研修フォローアップ研修実施 ■我が事・丸ごと地域共生社会推進人材養成研修(初任者)の継続実施
3	新しい時代に向けたあらゆる世代の福祉力向上	NEW あらゆる世代向けに、福祉教育の内容を含んだ研修会を開催するなど、地域共生社会の実現に向けた普及啓発を図ります。	NEW ■ゲストティーチャー ^(※8) の発掘 NEW ■大分県版福祉教育推進員研修の開催 ■実践発表会の開催
4	専門職の支援力の向上	大分県地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会の運営支援を通じて、地域包括ケアの中心となる地域包括支援センターの職員等を対象とした研修会を開催します。 社会福祉施設からの専門相談及び一般相談に応じるとともに、経営支援セミナーの開催を通じて社会福祉施設の経営の安定と利用者の処遇向上を図ります。	■職員研修会の開催 ■経営支援セミナーの開催
		NEW 大分県民生委員・児童委員協議会と連携し、地域版活動強化方策作成を支援します。	NEW ■策定状況に係る調査研究 ■策定方法に係る研修実施

※8 ゲストティーチャー：特技を活かして活動するボランティア講師・指導者。

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果
大分県版福祉ビジョンの 見直し	見直し中	1回 /3年	市町村社協との 協働による検証		見直し	市町村社協との 協働による検証		■大分県としての、地域 共生社会実現に向けた 方向性が明示できる。
法改正・制度改正等には随時対応								
我が事・丸ごと地域共生社 会推進人材養成研修フォー アアップ研修実施 〈我が事・丸ごと地域共生社 会推進人材養成研修(初任者) は継続実施〉	1回/年	2回 /年	年2回のフォローアップ継続実施					■各市町村で活動する「相 談支援包括化推進員」 及び「地域力強化推進 員」の確保と、活動支 援により、地域共生社 会の実現に資する地域 福祉活動が各地で展開 される。
新規養成研修の継続実施								
あらゆる世代に向けた、 福祉教育の内容を含む 事業の実施	1事業	1事業 以上で 継続 実施	ゲストティーチャー発掘の随時実施					■「福祉の心」の醸成を 図ることにより、社 会的孤立や社会的排 除についても考え、 「共に生きる地域社 会」の実現を目指す ことができる。
各事業・実践発表会等の継続開催								
地域包括支援センター職員 等研修会の開催	1回	1回 以上 /年	協議会事務局として大分県地域包括・総合相談・ 在宅介護支援センター協議会の活動継続支援					■各専門職や地域福祉 活動に携わる者のスキ ルアップや活動支援を 行うことで、各地域で 生活する住民の安心・ 安全で尊厳のある自立 した暮らしの実現に繋 がる。
研修会の確実かつ継続的な実施								
経営支援セミナーの開催	412人	セミナー 参加者数 600人 /年	時流に沿った学習内容の検討・企画					■各専門職や地域福祉 活動に携わる者のスキ ルアップや活動支援を 行うことで、各地域で 生活する住民の安心・ 安全で尊厳のある自立 した暮らしの実現に繋 がる。
セミナーの確実かつ継続的な実施								
民生委員活動強化方策の 策定支援	17%	策定して いる単位 民児協数 割合 100%	調査	継続的な活動強化方策支援の実施				
			策定 状況 調査 の実施	(未策定 民児協のうち) 25%が 策定	同 50%が 策定	同 75%が 策定	同 100% が策定	

アプローチ②

高齢者の社会参加と生きがいづくり

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	誰もがより長く、元気に活躍できる社会の実現のための生きがいづくり・健康づくり	シニア世代（60代以上）の生きがいや健康づくり、健康寿命の延伸により、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現に向けた取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■介護予防・フレイル^(※9)対策や認知症予防のため、シニア世代を対象にしたスポーツ・文化イベント（豊の国ねんりんピック等）の開催 ■「社会参加機会」増加のためのシニア世代の地域における居場所や活躍の場の設立を支援 ■市町村ボランティア連絡協議会の活動の継続と活性化
		<p>NEW シニア世代に向けたeスポーツの普及啓発を図るため、ドローンを使用した研修会等を実施します。</p>	<p>NEW ■シニア世代のためのeスポーツ研修の実施</p> <p>【旧プランの評価を生かし工夫する点】 ★新しい試みに積極的に挑戦することで、コロナ禍等でも交流をはかることのできる仕組みを工夫します。</p>
2	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が安心して地域生活を営むための支援力向上	民生委員・福祉委員の活動支援のため、コロナ禍で減少した研修機会を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ■講話の収録・配信等による、非集合型研修の実施
3	地域生活を支えるボランティアの相互連携とネットワーク構築	市町村ボランティア連絡協議会の活動の継続と活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア連絡協議会研修の実施 ■交流会の実施

※9 フレイル：年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。語源は「虚弱」を意味する英語「frailty」。

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果	
介護予防・フレイル対策、 認知症予防のため、シニア世代を対象にしたスポーツ・文化イベントの開催、 地域における居場所や活躍の場設立の支援による社会参加の機会の増 7回内訳 ねんりんピック1(短文学) ボラリーダー研修5 Vo大会1	7回/年	事業・活動の開催	豊の国ねんりんピック等イベントの継続実施 事業・活動(イベント)の開催					12回/年 12回/年 12回/年 12回/年 12回/年	■シニア世代の生きがいや健康づくりに向けた各種取組みを行うことで、「健康寿命日本一」 ^(※10) の達成を後押しし、すべての県民の生涯にわたる健康で活力ある生活を支援する。
eスポーツ研修受講修了者の増	18人	現状から80人以上の増	eスポーツ研修の継続的実施					修了者延べ 35人 修了者延べ 50人 修了者延べ 65人 修了者延べ 80人 修了者延べ 100人	
研修実施方法の多様化による研修参加者数の増	4回/年	4回/年を継続	その時々に応じた研修方法の検討と実施					■地域で暮らす高齢者等に対する相談支援スキルを向上させることにより、誰もが安心して生活できる地域づくりに繋がる。	
市町村ボランティア連絡協議会の継続と活性化	6ブロック・1合同研修	継続・活性化	ボランティア連絡協議会活動支援の継続と活性化 ・ボランティアの存在意義に関する広報の強化 ・高齢者の生きがいづくりに焦点化した情報発信 ・多世代交流の場の推進 等 ※活性化：7ブロック(1増)及び多団体との協働実施。 推進項目を踏まえた広報啓発(県社協広報誌への掲載・SNSへの随時投稿)					■地域で活躍するボランティアの相互連携とネットワークが構築されることで、住民相互の支え合い文化の一層の醸成と、地域共生社会に向けた取組みの推進に繋がる。	

※10 健康寿命日本一：健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」。大分県はすべての県民が生涯に渡り、健康で活力ある生活を送ることができるよう「健康寿命日本一」の実現を目標に掲げており、令和3年12月時点で、男性1位、女性4位。

アプローチ③

障がい者の社会参加促進

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	障がい者が文化・芸術・スポーツ等に親しめる拠点づくり	NEW 身体障害者福祉センターでは、障がい者のスポーツ、文化・芸術活動の推進拠点として、様々な障がいの種別や利用者のニーズに応じて、きめ細かく対応する施設を目指します。また、指定管理業務の一環として2021(令和3)年度から実施している「障がい者eスポーツの普及啓発」について、その取組みを加速させます。	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者の身体障害者福祉センター利用促進 NEW ■障がい者eスポーツの普及啓発 <p>【旧プランの評価を生かし工夫する点】 ★新しい試みに積極的に挑戦することで、これまで利用が少なかった若年障がい者など、年間利用者数を増加させます。</p>
2	障がいへの理解を広め共に成長できる環境整備	県条例 ^(※11) の目指す共生社会の実現に向けての拠点施設として、障がい者と健常者との交流を促進するとともに、ボランティアの育成・拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアの育成・拡大 ■あすぴあフェスタの開催
3	障がい者やその家族の相互の親睦・生きがいづくり	種別協議会の運営支援及び連携により、障がい者のスポーツ及び芸術文化活動の推進を図るとともに、障がい者やその家族の安全・安心と相互の親睦、生きがいの醸成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■大分県ゆうあいスポーツ大会開催 ■障害施設球技大会の開催

※11 県条例：障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県条例（平成28年3月30日・条例第15号）

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果	
身体障害者福祉センターの年間利用者数(障がい者)	利用者数(障がい者) 16,491人/年	利用者数(障がい者) 27,000人/年	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">様々な障がいの種別や利用者ニーズに応じたセンター運営の継続実施(各種教室の実施等)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">障がい者 e スポーツの体験会の実施等普及・啓発活動の継続</div>					<p>25,500人/年</p> <p>27,000人/年</p> <p>27,000人/年</p> <p>27,000人/年</p> <p>27,000人/年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの種別に関わらず、全ての障がい者の「スポーツ・文化・芸術」の推進拠点として誰もが気軽に活用できるセンター運営を行うことで、障がい者の社会参加が一層促進される。
身体障害者福祉センター登録ボランティアの人数	登録ボランティア 47人/年	登録ボランティア 50人/年	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">センター登録ボランティアの育成の実施</div>					<p>ボラ登録者 50人</p> <p>ボラ登録者 50人</p> <p>ボラ登録者 50人</p> <p>ボラ登録者 50人</p> <p>ボラ登録者 50人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者と健常者との交流が促進され、県条例の目指す共生社会が実現される。
大分県ゆうあいスポーツ大会及び知的障害施設球技大会の開催	新型コロナ感染拡大防止のため中止	各1回以上/年	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大分県ゆうあいスポーツ大会の毎年開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">障害者施設球技大会の毎年開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">種別協議会を通じた各施設の継続的支援</div>					<p>■障がい者や家族の相互の親睦、生きがいづくりを通して、障がい者の社会参加が一層促進される。</p>	

アプローチ④

子どもたちの健やかな成長・育成支援

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	子どもたちに心安らぐ「居場所」を確保	子どもや多世代交流の居場所づくりの普及促進を図るとともに、継続的な運営に係る支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども食堂・多世代食堂の一層の普及 ■立ち上げ相談会の開催 ■フードバンクと連携した食材等支援 ■運営者の連絡会・研修会の開催
2	子どもたちを支える大人のスキルアップ	地域全体で児童や子育て家庭と主体的に関わり、子どもの健全育成や地域での居場所づくりを推進する活動を普及させます。	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て環境セミナーの開催 ■ブロック別研修会の開催
3	子どもたちの自立を応援	<p>NEW 児童養護施設卒園者応援事業として、本人の希望に応じて、出身児童養護施設を通じて、フードバンクより食料支援を行う「スタートアップ事業」を実施します。</p> <p>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度を円滑に運用し、退所者支援に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> NEW ■県内の児童養護施設を卒園する子どもたちへの希望調査の実施 NEW ■希望者への食料支援の実施 ■制度の認知度向上に向けた広報・啓発の実施 ■制度利用者に寄り添った相談対応の実施

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果
子ども食堂・多世代食堂の県内設置箇所数	89カ所	5年後 食堂数 103カ所 達成						<ul style="list-style-type: none"> 子どもに限らず、様々な人が気軽に立ち寄り、交流することができる”地域の居場所”としての「子ども食堂」「多世代食堂」が各地域に設置され、子どもの健やかな成長を周囲の大人がしっかりと見守り、育む風土がつけられる。
子育て環境セミナー・ブロック別研修会の開催	7回/年	7回/年						<ul style="list-style-type: none"> 子ども達への支援力が向上することで、地域で子どもの健やかな成長を見守る体制ができる。
児童養護施設卒園者へのフードバンクによる食料支援事業（スタートアップ事業）利用者数	—	10人/年	調査	試行・検証				<ul style="list-style-type: none"> 資金面、生活面の双方から、児童養護施設卒園者を支援すると共に、出身施設と子ども達が繋がる機会を確保し、「自分たちが頼ることができる場所」「帰ることができる居場所」があることを認識してもらうことで、子ども達の円滑な自立が促進される。
制度の認知度向上及び制度利用者に寄り添った相談対応	—	継続実施						

2

孤独・社会的孤立を
感じる人が
いない社会の実現

社会的孤立の解消促進



社会的孤立・孤独

社会的孤立(social isolation)とは、「家族やコミュニティとはほとんど接触がない」という客観的な状態。本人の感情とは関係なく、客観的につながりのない状態。

これに対して、孤独(loneliness)は、仲間づくりの欠如あるいは喪失による好ましくない感情(主観)のこと。

参考：社会的孤立の実態・要因等に関する調査分析等
研究事業報告書（2021(令和3)年4月）

このアプローチでは、SDGsの目標1「貧困をなくそう」、目標2「飢餓をゼロに」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標12「つくる責任、つかう責任」に対応しています。「住み続けられるまちづくりを」に対応しています。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）による経済停滞は、大分県でも多くの事業者
に打撃を与えました。

大分県社協においても、新型コロナ特例貸付を開始し、各市町村社協と連携をはかりながら、2022（令
和4）年3月末時点で、約3万9千件、152億円の貸付を行いました。これらの件数からもわかるように、
生活に困難を抱える方は急増している状況です。

コロナ禍を起因とするケースに特徴的に見られる傾向

- *非正規雇用など、経済的に不安定な層に、コロナ禍が追い打ちをかけている
- *ひとり親世帯、障がい者など、元から支援が必要な方々がいっそう困難に陥っている 等

■出典：全日本民主医療機関連合会 「コロナ禍を起因とした困窮事例 中間とりまとめ」 令和2年10月

この状況に対し大分県社協は、市町村社協、社会福祉法人、関係団体と連携・協働し、アウトリーチに
よるニーズの把握と、伴走型支援を行います。

また、収入の減少は**食の困難にも直結**します。本会が県内の社会福祉法人と協働で取り組んでいる生活
困窮者支援「おおいたくらしサポート事業」でも、**新型コロナの影響で職を失い、食べるものにも事欠く
状況に追い込まれた方に対して、フードバンクを活用し食糧支援を実施した、というケースも**見られました。

そして**経済的困窮は、社会的孤立と隣り合わせ**です。お金がないために「行事に参加できない・人との
交流を控える」「身なりを整えられないことで就職にも繋がらない」といった二次的な困難につながり、
地縁や社縁が途切れることで、社会的に孤立をしていくという構造があります。

大分県社協は、生活困窮に陥った方々の支援を続けるとともに、それらの方々が社会的に孤立する前に
困難を解消するため、様々な関係機関との連携強化を図ります。

困難に直面したのは日本人だけではありません。大分県で生活する外国人留学生からは、次のような声が聞かれました。

【留学生の声】

- *「新型コロナウイルスの流行により、主なバイト先だった飲食業や宿泊業が営業不振になり、生活費や授業料がまかなえなくなってきている」
- *「母国がロックダウンになり、親からの仕送りが途絶えている」
- *「コンビニ等のアルバイト先が（他のバイト先を辞めた）日本人学生を優先して雇用することで、シフト（仕事の機会=収入）が減少している」



大分県社協の取組事例 ② フードバンク機能を活かして…



《寄贈者》



《集まった多くの食品》

フードドライブ

様々な企業・団体が、関係者に呼びかけて集めた食料品・雑貨をフードバンクに寄贈くださいます。



《フードドライブボックス》



《フードドライブで集まった食品の贈呈式》

フードバンク マルシェ

コロナ禍で苦境に立たされた留学生に食料支援を実施！



《留学生やボランティアと一緒に運営》



《ハラル食品の仕分け》



《来場した多くの留学生》



《様々な企業・団体から寄せられた食品》

生活困窮者への支援

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	社会福祉法人と連携した生活困窮者への個別支援の実施	NEW 社会福祉法人が行う社会貢献事業としての「おおいた“くらしサポート”事業」の実施を通じて、新型コロナウイルスによる生活困窮者を含む、生活困窮者等の相談支援、経済的援助を行うとともに、活動の中心となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の養成と専門性の向上を図ります。	NEW <ul style="list-style-type: none"> ■ 各地域における個別支援の実施 ■ 相談支援等を担う職員の養成と専門性の向上（研修会の開催）
2	各地域の生活困窮者支援の核となる自立相談支援機関等職員のスキルアップ	生活困窮者自立支援制度関係職員の育成とともに、企業や社会福祉法人（福祉施設）等との“つながり”を図ることで、多様な視点からの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者自立支援制度関係職員等のための研修会の開催 ■ 生活困窮者の就労支援に向けた仕組づくり
3	生活福祉資金制度の安定的な運営	コロナ禍に起因する生活困窮者等に対し、迅速な貸付と生活福祉資金償還に伴う相談支援や適切な債権管理に取り組みます。	NEW <ul style="list-style-type: none"> ■ 適切かつ迅速な貸付 ■ 適切な債権管理を行う体制整備と相談支援
4	ひとり親家庭、児童養護施設退所者等の支援	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業や児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の広報・啓発を行い、制度の活用を通して、生活困窮者等の就労支援ならびに生活基盤の安定化を図ります。	NEW <ul style="list-style-type: none"> ■ 広報啓発活動の強化 ■ 就労支援相談の実施

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果
コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の新規養成	14人 /年 養成	20人 /年 養成	新規養成研修の継続的实施 20人 (累計数 20人増) 20人 (累計数 40人増) 20人 (累計数 60人増) 20人 (累計数 80人増) 20人 (累計数 100人増)					■住民に身近な地域にコミュニティソーシャルワーカー (CSW) がいることで、よりきめ細やかなアウトリーチと伴走型支援が実施できるようになる。
			過年度修了者のフォローアップ研修の継続実施 各社会福祉法人、市町村社協と連携したアウトリーチと伴走型による個別支援を実施					
生活困窮者自立支援制度関係職員研修の開催 (企業等との就労支援マッチングの仕組みづくり含む)	3回/ 年	3回/ 年	生活困窮者自立支援制度関係等の職員に対する 新任研修及び専門力向上研修の実施 企業等他団体と連携した、就労支援・マッチングの仕組の企画・検討、試行 企業等他団体と連携した、就労支援・マッチングの仕組の施行と検証					■各市町村の自立相談支援機関等で働く職員の資質の向上を図るとともに、企業や他団体等も含めた、各市町村の英知を結集して、生活困窮者支援に係る新しい仕組みを検討できるようになり、生活困窮者の自立支援が促進される。
生活に困難を抱えている生活福祉資金貸付利用者等への面談・訪問・電話等による相談対応・償還指導	—	随時 実施	面談・訪問・電話等による 相談対応・償還指導					
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活に困難を抱えている生活福祉資金 (特例貸付) 利用者等への相談対応・償還指導	—	随時 実施	債権管理班の新設 面談・訪問・電話等による 相談対応・償還指導					■単なる生活福祉資金の貸付と償還指導に終始するのではなく、適切な債権管理と、生活困窮者自立支援制度等とも連携し1人1人の利用者に寄り添った相談支援を実施することで、自立支援が促進される。
制度の認知度向上及び制度利用者に寄り添った相談対応	—	随時 実施	利用者に寄り添った 相談対応の継続実施					

アプローチ②

フードバンクの拡充

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	食の困難を抱える方にいつでも食を提供できるよう、安定的な食品等の確保	NEW フードバンク活動を、SDGsの取組みとして拡大推進するため、行政の食品ロス削減推進計画との連携を図り、食品等の安定的な受入れ及び迅速な提供のための食品管理を見直します。	NEW <ul style="list-style-type: none"> ■連携企業・団体数の増加に向けた取組みの実施 ■フードドライブの実施
2	食の困難を抱える方に柔軟に食を提供できる体制(配分先、配分方法等)の整備	<p>NEW 各種企業・団体と連携し、外国人や学生も含め、幅広く、生活に困難を抱えている方に食料等支援を行います。</p> <p>NEW 児童養護施設卒園者応援事業として、本人の希望に応じて、出身児童養護施設を通じて、フードバンクより食料支援を行う「スタートアップ事業」を実施します。 ※再掲</p>	<p>NEW <ul style="list-style-type: none"> ■新たな提供先の開拓 ■他のフードバンクとの連携 </p> <p>NEW <ul style="list-style-type: none"> ■県内の児童養護施設を卒園する子どもたちへの希望調査の実施 ■希望者への食料支援の実施 ※再掲 </p>

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果	
連携企業・団体数の増加 受入れ食品等の増	40企業 ・団体	新規連携企業・団体 前年度対比 3%ずつ 増加	フードバンクの広報・啓発を継続的实施 (パンフレット・チラシの制作・増刷、ホームページの充実等)					新規連携企業・団体 前年度対比 3%増	■安定的に、利用者のニーズに応じた食品等を確保することができるようになる。 また、フードバンクとして毎年連携企業・団体を増やしていくことで、他事業においても連携・協働ができるようになる。
他の食生活支援団体との 連携及びフードバンク提供先の拡大	—	新たな提供スキームの構築	多くの食生活支援団体との連携により、より柔軟かつ安定的な供給体制を確立する					留学生支援(フードバンクマルシェ)の継続 新たな提供スキームの構築と実施、継続 新たな提供スキームの構築と実施、継続	■柔軟かつ効率的に食を提供できるスキームを構築することで、必要な時に、必要な人に、必要なものを届けることができるようになる。
児童養護施設卒園者への フードバンクによる食料支援事業(スタートアップ事業)利用者数	—	10人/年	調査 試行・検証 試行者 5人/年	利用者 10人/年	利用者 10人/年	利用者 10人/年	利用者 10人/年	児童養護施設協議会・フードバンクおおいたが連携したスタートアップ事業の継続的实施 ■「食」を通して児童養護施設卒園者を支援するとともに、出身施設と子ども達が繋がる機会を確保し、「自分たちが頼ることができる場所」「帰ることができる居場所」があることを認識してもらうことで、子ども達の円滑な自立が促進される。	

3

判断能力が不十分であっても
安心して生活できる
地域をつくる

権利擁護システムの推進



権利擁護とは

高齢者や、知的障がい、精神障がいなどがある方々の権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

このアプローチでは、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標10「人や国の不平等をなくそう」に対応しています。

超高齢社会を迎えるなかで、本県では認知症高齢者の数はますます増加しており、加えて療育手帳や精神障害者福祉手帳を持つ方も増加するなど、判断能力が不十分なため安心して地域生活を送れない方への支援のあり方が大きな課題となっています。

その背景には、未婚率の増加や少子化、人口減少の進行に伴い、これまで地域で行われてきた家族や親族、あるいは地域住民相互の支援についても、今後は期待できなくなってくることもあります。

このような課題に対処するためには、判断能力が不十分であっても自ら必要とする支援を訴えることが出来るよう、そうした方々の声を代弁し適切な支援につなげる仕組みづくりが必要となります。

そのため大分県社協では県内18市町村全てにおいて市町村社協による権利擁護体制構築に向けた体制整備の支援を行います。

高齢者や障がい者が判断能力の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、市町村社協による法人後見事業の実施支援（郡部においては広域実施支援）を引き続き行うとともに、日常生活自立支援事業や死後事務、任意後見の実施など、総合的な権利擁護体制の構築を図っていきます。

また、加えて住み慣れた地域を離れて施設で生活することになったとしても、個人として尊重され、自分らしい生活が出来るよう福祉サービスの質の向上や利用者が自らの意思を発信することが出来るような体制整備も行います。

大分県社協の取組事例 ③ 県内あまねく権利擁護体制を…



《相談支援》

日常生活自立支援事業 (あんしんサポートセンター)

大分県あんしんサポートセンターでは、日常生活自立支援事業の実施を中心とした、県内における権利擁護体制の構築・支援等を行っています。

《日常生活自立支援事業とは？》

判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理等を行います。

～権利擁護の重要性等についての
理解を深めていただくため～

セミナーの実施

地域における権利擁護ネットワークの構築、制度の効果的な利用など権利擁護活動の普及・啓発のため権利擁護・成年後見に関するセミナー等を開催しています。



《セミナーの実施》



《養成研修の実施》

～後見人の担い手確保等を
はかるため～

養成研修の実施

法人後見の必要性を改めて理解していただき、後見事務を行っていくうえで必要となる基礎知識や技術、法人後見事業立ち上げの方法等を習得する機会を提供するため、養成研修会などを実施しています。

課題

社会的に弱い立場におかれる者(認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等)の社会参加

アプローチ①

判断能力が不十分な者への支援

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	地域で暮らす方々の権利を守るための体制整備	日常生活自立支援事業の体制強化、適正な事業推進のための取組みを実施します。 RENEWAL 市町村社協における法人後見等の実施を含む権利擁護体制の構築支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活自立支援事業における預貯金・預かり物等の現地状況調査及びサービス提供状況確認の実施 ■専門員・支援員研修実施
2	権利擁護に関わる人材養成及び専門性の向上	NEW 地域における総合的な権利擁護支援体制(成年後見制度、日常生活自立支援事業)に係る人材養成、育成を図ります。	NEW <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活自立支援事業、中核機関、死後事務、任意後見など、各市町村に応じた体制づくりの検討、構築支援を実施 ■権利擁護体制構築に係る人材養成研修の開催

課題

社会的に弱い立場におかれる者(認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等)の社会参加

アプローチ②

権利を守るための相談体制の充実

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	福祉施設利用者等の権利を守るための体制整備	福祉サービス運営適正化委員会における苦情相談等に応じるとともに、苦情受け付け担当者、苦情解決責任者等を対象とした苦情解決セミナーを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ■苦情対応力の向上のための苦情解決セミナーを開催
2	利用者ファーストの福祉サービスの整備	福祉サービス評価センターおおいの事業の積極的な推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉サービスの質向上のために福祉サービス第三者評価を実施

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後期待される効果
預貯金・預かり物等の現地状況調査及びサービス提供状況確認の実施	18市町村/年	18市町村/年	18市町村全てで、毎年調査・確認を実施することで、サービスの適正運用をはかる					■不正のない、適正な事業実施が継続的に行われる。
法人後見の受任体制の整備（権利擁護センターの設置数）	11市町村	18市町村	11市町村	13市町村	18市町村達成	目標指標の再設定・実行		■法人後見を18市町村で実施することで県内全て安心して生活できる基盤が構築される。
権利擁護専門人材養成研修の実施	2回/年	2回/年	2回/年の継続的な実施					■市町村が実施する法人後見の専門員の養成・育成をはかることで、日常生活自立支援事業の支援員確保に繋がる。

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後期待される効果
苦情解決セミナー参加者数	125人	150人以上達成	年間130人/年	年間135人/年	年間140人/年	年間145人/年	年間150人/年	■利用者等との紛争・トラブルの解決がよりスムーズになるとともに、より良い福祉サービスの提供に繋がる。
第三者評価実施施設数	6施設	10施設/年	10施設/年	10施設/年	10施設/年	10施設/年	10施設/年	■第三者評価受審施設が増えることで、福祉サービスの質が向上し、利用者の利益を第一に考える福祉サービスの整備に繋がる。

4

防災・発災時・発災後・復興
といった各フェーズに柔軟かつ
迅速に対応できる地域づくり

災害に強い地域づくり



災害支援

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。

社会福祉協議会は、災害現場にいち早く駆け付け、災害支援の中核として災害ボランティアセンターの運営等を行います。

このアプローチでは、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」に対応しています。

近年、自然災害が大規模化、多発化する中で、災害発生時には、そのプラットフォーム機能を活かして、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、全国から集まるボランティアをコーディネートし、被災者支援を行うことが一般化してきました。

その一方で、南海トラフでマグニチュード8～9級の地震が発生する確率は40年以内で“90%程度”（2022（令和4）年1月時点 政府の地震調査委員会発表より）とされており、この大地震がひとたび発生すると、日本列島全域で同時多発的に甚大な被害が発生することが予測されることから、各地域における防災力・災害対応力の向上も合わせて求められています。

これまで災害ボランティアセンターの設置・運営にあたっては、法律（災害救助法等）に位置づけがなく、公費による財政支援が担保されていませんでしたが、2020（令和2）年7月豪雨以降、国は、災害ボランティアセンターへの社協職員等の人件費、応援派遣職員の旅費を災害救助事務費で負担していくこととしました。

今まで法的な根拠がなく運営してきた災害ボランティアセンターですが、国庫負担の対象となれば、社会福祉協議会への期待と責任も大きくなってきます。

その期待に応えるには、今後もさらに災害ボランティアセンターの人材養成を進め、運営体制の整備を図るとともに、特に新型コロナウイルスをはじめとする感染症の流行期に発災した場合も想定しながら、感染防止策を考え、福祉的な支援が必要な方々の避難における見守り、相談支援体制の構築を早急に進めていく必要があります。

また、避難所等で、災害時要配慮者の福祉・介護ニーズを把握し、応急的な支援等を行う、福祉支援の専門チーム、「大分DWAT」の支援派遣調整が円滑に行われるよう、平時より、人材養成に加え、災害福祉支援ネットワークの構築や派遣調整訓練を積んでおくことも求められています。

このため、皆さんが暮らすそれぞれの地域の「災害対応力の向上」、そして私たち支援者側の「防災・発災時・復興期、各フェーズに応じた対応力の向上」、さらには、「災害時要配慮者の支援」といった総合的な視点から、災害ボランティア・福祉支援センター（常設型災害ボランティアセンター）を設置し、取り組みます。

大分県社協の取組事例 ④ 来る大災害に備えて…

平時

学ぶ

繋がる



災害時

駆けつける

支える

繋げる



《災害ボランティア等の派遣調整》

災害時の支援体制整備

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	常時、災害に対応できる体制を構築	NEW 大分県社会福祉協議会内に、災害福祉支援センター ^(※12) (常設型災害ボランティアセンター)を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> NEW ■センターの設置 NEW ■職員の専門性の向上 (積極的研修受講) NEW ■体制整備・運営資金確保 ■地域の防災力の向上 ■発災時・復興期における支援者の対応力の向上 <p>【旧プランの評価を生かし工夫する点】 ★災害時に核となる人材養成は進み、県としての災害対応力の底上げは進んでいる中、次のステップとして、県社協にセンターを設置します。</p>
2	地域の防災力・災害対応力の向上	大規模災害への対策として、地域の災害対応力を高めていくことを目指します。防災・災害復興等を担うNPOなどと連携し、全市町村での災害ボランティアセンター支援体制の整備を行い、平時のつながりを強化、災害時の連携がスムーズに行われるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ■県内全市町村災害ボランティアセンターの運営支援体制を整備
3	発災時・復興期の支援者の対応力向上	被災後の地域の早期復興を目指すため、災害ボランティアセンターの効率的な運営を行うためのスタッフの養成並びに全体的な運営を主体的に判断し行動できるリーダーを育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ■災害ボランティアセンターの効率的な運営を行うためのスタッフ養成 ■災害ボランティアセンター運営リーダーの養成・専門性の向上

※12 災害福祉支援センター：災害時の福祉支援活動を総合的に推進、また広域的な調整等を図る拠点。平時から都道府県社協に設置し、地域内で自治体や市町村社協、社会福祉法人、NPO等関係団体、企業等とのネットワークを構築し、災害に備えていくことが求められている。

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果
災害福祉支援センター (常設型災害支援センター) の設置・機能強化	未設置	令和4年度 開設 機能強化	開設	機能強化 《先進地調査・体制強化・予算確保等》				■発災時に即応できる 体制が整備される。
全市町村での災害ボラン ティアセンターネットワーク の構築	15市町	18市町村	16市町村 に設置完了	17市町村 に設置完了	18市町村 に設置完了 【達成】	目標指標の再設定・ 実行		■全ての市町村に「災害 ボランティアネットワーク」 の構築が完了し、 平時から繋がりを構築 できるようになること で、発災時により迅速 な被害等調査、復旧・ 復興支援、生活支援が 実施できるようになる。
ドローン操作等DX ^(※13) 推 進も考慮に入れた研修内容 の充実と、各種研修会実施 による“災害に応じた迅速 な対応ができるスタッフ” の育成	—	アンケート の満足度 90% を維持	アンケート の満足度 90%	アンケート の満足度 90%	アンケート の満足度 90%	アンケート の満足度 90%	アンケート の満足度 90%	■前例踏襲でなく、常に 参加者満足度を意識し て研修を企画する文化 が醸成され、これによ り研修の質も向上する。 研修受講者は、災害に 迅速に対応できるスキ ルを身につけ、発災時 により迅速な支援がで きるようになる。

※13 「デジタル (digital : デジタル・電子) トランスフォーメーション (transformation : 変化・変革)」の略称。デジタル技術を使ってサービス等を変革していくことであり、システムを導入することで事業やサービスを改善・向上させることなどをいう。

災害時要配慮者^(※14)の支援

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	災害時要配慮者の早期避難、避難先での円滑な受入れ及び支援の実施	早期避難及び避難先での支援を円滑に進めるため、災害時要配慮者への支援体制を確立します。	<ul style="list-style-type: none"> ■災害派遣福祉チーム DWAT^(※15)の登録者増員 ■災害派遣福祉チーム DWATの研修開催
2	社会福祉施設における防災力、災害時対応力の強化	社会福祉施設における防災士の増員を図るとともに、BCP(事業継続計画)の策定支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ■防災士養成研修の実施 ■各施設におけるBCP(事業継続計画)作成支援
3	発災時の相互協力	「大分県社会福祉施設等災害時相互応援協定」に基づき、災害時の施設利用者処遇や施設運営に対する広域的支援を引き続き実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時相互応援協定に基づく広域的支援の実施

※14 災害時要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

※15 DWAT：災害派遣福祉チーム。Disaster Welfare Assistance Team の略称。災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成する。

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果					
災害派遣福祉チーム (DWAT) の機能強化に 向けた登録者の増員と 研修内容の充実	45法人 249名	現状値 (45法人 249名) から、 20法人 50人 以上の増	時流にそった研修の企画・実施と、 登録者増に向けた広報・啓発					50法人 250人	55法人 265人	60法人 280人	65法人 295人	70法人 310人	■災害に対応できる専門 職が増え、それらの専 門職との連携が可能と なり、有事に発生する 福祉課題に、即時対応 ができるようになる。
防災士養成研修受講者数	31人	年間 50人 /年 5年 累計 250人 の修了	他団体と連携し、防災士の養成を継続的に行う					50人 修了	50人 修了 (累計100人 修了)	100人 修了 (累計150人 修了)	150人 修了 (累計200人 修了)	200人 修了 (累計250人 修了)	■防災士資格を持つ福祉 専門職が増えることで、 災害時の支援力が向上 する。
災害時相互応援協定に 基づく広域的支援の実施	対象と なる 災害の 発生なし	発災時 に実施	日頃から関係性を構築し、有事の際に相互に 支援できる体制整備を実施					■有事の際に県内の社 会福祉施設等が一丸と なって対応にあたるこ とができる。また発災 時に備えて相互に協力 する体制を整えること で、感染症の流行等 により単独の法人での 運営が難しくなった際 などにも、相互に助け 合う土壌ができる。					

5

2025年問題を見据え、
福祉を担う“人財”を養成する
とともに専門性をたかめる

新たな福祉の担い手づくり



2025年問題

「団塊の世代」800万人全員が75歳以上（後期高齢者）となることで起こるさまざまな問題のこと。
 ※要介護高齢者が増加で介護保険の財源がひっ迫。
 ※認知症高齢者数は約320万人。
 ※高齢者世帯数は約1,840万世帯。
 （約7割が1人暮らしか高齢夫婦のみ（うち約680万世帯約37%が1人暮らし））。
 ※年間死亡者数は約160万人
 （うち65歳以上約140万人）。

■参考 厚生労働省
 「今後の高齢化の進展～2025年の超高齢社会像要約」

このアプローチでは、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、に対応しています。

少子高齢化社会が進み、2025（令和7）年には、団塊の世代が全て75歳以上（後期高齢者）となり、大分県もいわゆる「2025年問題」に直面する中で、要介護者等が一層増加することが見込まれます。

このような状況下において、介護人材の確保は大きな課題であり、人手不足によるサービス低下や労働環境の悪化による離職率の上昇等も危惧されています。

大分県社協は、以下のような様々な視点から福祉の担い手の確保・育成・定着に取り組めます。

- ノーリフティングケアの普及や介護ロボットの導入などにより、働きやすい介護現場の環境整備に加え、各種研修等の実施を通じた福祉・介護等事業所職員の資質や働きがいの向上を図っていきます。
- また、次世代を担う若年層をはじめ、元気高齢者や他職種からの転職者など幅広い人材の参入促進、介護福祉士や介護支援専門員等の資格を保有しているにも関わらず、介護分野の実務に従事していない潜在的有資格者の介護分野への呼び戻しも必要です。
- 中学、高校の新学習指導要領において、介護に関する内容が充実されることから、教育の現場で介護に関する理解促進を図っていくことも重要となってきます。
- さらには、技能実習生や特定技能者、留学生などの外国人介護人材の受入が進んでいるが、介護人材の不足を背景に、今後も一層の増加が見込まれます。大分県においては、在留資格「日本人の配偶者等」を有して介護現場で働く人も多く、このような外国人介護人材の受入促進、定着支援も大事な視点です。
- 介護人材の確保については、行政やハローワークなどの関係機関が連携し、「質と量」の両面からの取組が求められていますが、その中でも、社会福祉法に基づき、県知事の指定を受けて本会に設置されている大分県福祉人材センターは、介護人材確保の中核的な機関としての役割を発揮していくことが期待されており、今後一層の機能強化を図っていきます。

大分県社協の取組事例 ⑤ 福祉の現場に優秀な人材と活力を!

専門職

学生



《研修センターまつりで広く様々な方に福祉の魅力を発信》



子ども

《子どものための福祉講座》



様々な人

《外国人介護人材スキルアップ研修》



ロボット



外国人

アプローチ①

福祉人材の確保・育成・定着

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	社会福祉施設等で働く人・福祉に関心のある人等の知識・スキル・専門性の向上	NEW 福祉・介護等事業所職員の資質や働きがいの向上、また福祉に関心のある様々な人の知識やスキルの向上を推進するための研修を充実します。	NEW ■Zoom等オンラインの活用も含めた研修形態の検討 NEW ■高齢者デジタルリテラシー ^(※16) 講座等、Society5.0の視点を取り入れた研修の企画の検討・実施
2	社会福祉施設等で働く人の共済事業の安定的運営	民間社会福祉施設職員退職共済支援事業の安定的な運営を行います。	■退職共済事業等加入事業所数の増 ■サービスの充実
3	潜在的有資格者等の呼び戻し (新たな人材の確保・育成)	離職介護人材再就職準備金貸付事業や、保育士就職準備金貸付事業の広報・啓発を行い、制度の活用を通して、不足する福祉人材の確保・育成を行います。	■貸付事業による潜在的介護職員・保育士の再就職促進
4	将来の福祉の担い手を養成 (新たな人材の確保・育成)	NEW 県内の小・中・高校生を対象としたこどものための福祉講座(介護福祉体験)を充実します。 介護福祉士等修学資金貸付事業・保育士修学資金貸付事業の広報・啓発を行い、制度の活用を通して、不足する福祉人材の確保・育成を行います。	NEW ■子どものための福祉講座の充実 ■貸付事業による介護福祉士・社会福祉士・保育士の養成促進
5	外国人介護人材等の受入れ・定着支援 (新たな人材の確保・育成)	NEW 外国人介護人材受入推進セミナー等を通し、受入に関する情報提供を行うことで、外国人介護人材の受入・定着支援を図ります。 NEW やさしい日本語の普及を図ることで、外国人介護労働者、日本人配偶者等をはじめ様々な方が気軽に交流を図ることができる多文化共生社会を推進します。	NEW ■外国人介護人材の理解促進 ■受け入れ促進 ■定着支援 NEW ■やさしい日本語に関する研修の実施 NEW ■やさしい日本語の広報・啓発
6	福祉人材センターの機能強化	NEW 福祉人材センターにおける人材確保の取組みを強化します。	■広報・啓発の強化 ■福祉の就職フェアの充実 NEW ■動画等による福祉の魅力発信

※16 デジタルリテラシー：最新のテクノロジーを業務に活かす能力のこと。パソコン、スマートフォン、タブレットといったデジタルデバイスや、ソフトウェアを使って目的を達成するためのスキル。

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果
高齢者デジタルリテラシー講座等、Society5.0の視点を取り入れた研修の企画の検討・実施	-	受講者数 200人/ 年の 達成						<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者がIT、ICTにふれる機会が増え、スマートフォン等を活用した利便性の向上がはかられる。
退職共済事業加入事業所数	373 事業所	375 事業所 加入						<ul style="list-style-type: none"> ■施設等職員が退職する際に、退職金が支払えるよう、安定的な運用益を獲得するとともに、事故のない健全な事業運営を行うことができる。
制度の認知度向上及び制度利用者に寄り添った相談対応	-	継続 実施						<ul style="list-style-type: none"> ■1人1人の利用者に寄り添った相談支援を実施することで、自立支援が促進される。
子どものための福祉講座の充実	29回 (3か年 平均 41回)	50回 /年 (5年間累 計250回)	50回	50回	50回	50回	50回	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉マインドを持った子どもの増加。
制度の認知度向上及び制度利用者に寄り添った相談対応	-	継続 実施						<ul style="list-style-type: none"> ■初期からの相談支援を手厚くすることで介護福祉士・保育士としての就労する者が増え、人材不足の解消に繋がる。(新規貸付返済者は減少)
外国人介護人材受入推進セミナー参加者数	119人	120人 /年継続 (5年間累 計600人)	120人	120人	120人	120人	120人	<ul style="list-style-type: none"> ■「労働力」ではなく「共に働く仲間」としての外国人介護人材に対する理解が浸透し、外国人だけではなく「誰にでも優しい大分県」となる。そのことが、外国人介護人材の招致、定着にも繋がる。
やさしい日本語に関する研修の実施	40人	受講者数 40人 /年						<ul style="list-style-type: none"> ■介護の現場に関心を持つ者が増え、多様な人材が福祉分野に参入することにより、各施設の人材不足の解消に繋がる。
ホームページの充実やDVD、YouTube等の活用による介護・福祉職場の魅力発信と、多様な人材の福祉分野への参入促進	-	継続 実施						<ul style="list-style-type: none"> ■介護の現場に関心を持つ者が増え、多様な人材が福祉分野に参入することにより、各施設の人材不足の解消に繋がる。

アプローチ②

介護現場の革新

	課題へのアプローチ	取組項目	具体的取組例
1	介護DXの推進	NEW 介護ロボットや、ICT ^(※17) などの活用により介護の質の向上や、職員の負担軽減、業務の効率化を進めるなど、介護現場革新(介護DX)に向けた取組みを支援します。	NEW ■介護ロボットやICT機器などの普及・啓発 NEW ■導入促進 ■相談窓口の設置
2	福祉の職場環境の改善	NEW 職場環境の改善を進め、職員の離職防止・定着促進を図るため、ノーリフティングケアの普及に努めます。	NEW ■ノーリフティングケア ^(※18) の普及・啓発 NEW ■ノーリフティングケア研修実施

介護DXとは？

- DXとは「デジタル (digital: デジタル・電子) トランスフォーメーション (transformation: 変化・変革)」の略称で、デジタル技術を使ってサービス等を変革していくことであり、システムを導入することで事業やサービスを改善・向上させることなどをいいます (※再掲)。
- 介護DXとは、介護現場に「DX」の視点を取り入れることで、業務の効率化だけでなく、介護職員の負担軽減や利用者の安全・安心の確保、家族の安心感の向上を目指すものであり、以下のような取組が考えられます。

【取組例】

- 移乗サポートロボットや天井走行リフトといった“介護ロボット”を活用した“ノーリフティングケア”
- マットレスの下にセンサーを設置し、利用者の「睡眠・起き上がり・離床」の状態と、「心拍数、呼吸数」をリアルタイムで把握する“ICT機器”等の導入
- 入力情報が即座に職員間で情報共有できるような“タブレット”・“インカム”などの活用



※17 ICT: [Information and Communication Technology] の略。通信技術を活用したコミュニケーション。

※18 ノーリフティングケア: 持ち上げ・抱え上げなどのケアをやめ、リフト等福祉用具を積極的に使用することで、利用者の自立支援と安全を確保しつつ職員の身体的負担軽減をはかるケア。

5 年間のステップ

目標指標	現況	目標	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	5年後 期待される効果
生産性の向上、介護の質の向上、職場環境の改善促進	—	施設(系)サービスにおけるICT機器等導入率70%(年10%増)	30%	40%	50%	60%	70% 達成	<ul style="list-style-type: none"> ■介護労働の負担軽減に繋がることで、介護の質が向上するとともに、多様な人材が福祉分野に参入するようになる。また、介護現場の人材不足解消に繋がる。
ノーリフティングケアの組織的な実践、腰痛調査等労働安全面での改善、計画的な研修、アセスメント・プランニング等の実施	—	施設(系)サービスにおけるノーリフティングケア導入率70%(年5%増)	50%	55%	60%	65%	70% 達成	

介護ロボット普及推進センター開設

相談支援や普及・啓発、研修等の継続的な実施

相談支援や普及・啓発、研修等の継続的な実施

第5章

大分県社協第5次中長期活動計画の推進にあたって

第5章

大分県社協第5次中長期活動計画の推進にあたって

大分県社協第5次中長期活動計画「だいふくプラン2022」、及び本プランと同時に改訂した「経営基盤強化・発展計画2022」は、一体的な計画にとらえ、両計画の推進にあたっては、ホームページ等で積極的に事業内容や地域課題等を県民や関係機関と共有し、協働して取組みを進めていきます。

また、両計画の進捗状況を随時公表すると共に、毎年、関係機関の代表等で構成されている理事会並びに評議員会でフォローアップ（進行管理）を行います。

さらに、時代の変化に対応した適切な計画の見直しも適宜行います。



だいふくプラン 2018 評価・分析結果一覧

だいふくプラン2018 評価基準について

大分県社会福祉協議会中長期計画「だいふくプラン2018」については、各項目について定めた目標値に対して、令和2年度末時点を基準として、実績値を目標値で除したものに100を掛けて達成率を求めた上で、それが80%以上の場合を「A」、60-80%の場合を「B」、40-60%の場合を「C」、40%未満を「D」として評価している。

〈評価シート -例-〉

だいふくプラン2018 評価シート (2021年度※令和3年度)

		担 当 部 所	広報啓発班																	
重 点 テ ー マ	⑥	情報発信体制の強化																		
基 本 目 標	14	だいふくを活用した社協活動のPR																		
具 体 的 な 取 組 項 目	(48)	ホームページを充実させ、様々な社協活動の情報発信に努めます。	目標値	100,000件/年																
令和2年度までの具体的な取組状況 <small>※令和2年度末までの具体的な取組状況について、できる限り、年度毎の開催回数や、参加人数等の数値を入れて記入してください。</small>	①	令和2年8月にホームページを全面リニューアルし、より見やすい構成に変更した。																		
	②	子ども食堂、フードバンクなど、重点事業については、特設ページを設けた。																		
	③	善意銀行や子ども食堂、各研修等、新着情報を随時アップすることで、更新頻度を高めている。																		
令和2年度末現在の実績と結果の分析 <small>(できるだけ数値化して記入)</small>		<p>令和2年8月にホームページを全面リニューアルし、その後閲覧数は順調に上昇している。平均値で推計すると、目標値を上回る水準である。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">R2</td> <td style="text-align: center;">8ヶ月総計</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月平均</td> <td style="text-align: center;">12ヶ月推計</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">65,061</td> <td style="text-align: center;">8,133</td> <td style="text-align: center;">97,592</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R3</td> <td style="text-align: center;">5ヶ月総計</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月平均</td> <td style="text-align: center;">12ヶ月推計</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">51,541</td> <td style="text-align: center;">10,308</td> <td style="text-align: center;">123,698</td> </tr> </table> </div>			R2	8ヶ月総計	1ヶ月平均	12ヶ月推計		65,061	8,133	97,592	R3	5ヶ月総計	1ヶ月平均	12ヶ月推計		51,541	10,308	123,698
R2	8ヶ月総計	1ヶ月平均	12ヶ月推計																	
	65,061	8,133	97,592																	
R3	5ヶ月総計	1ヶ月平均	12ヶ月推計																	
	51,541	10,308	123,698																	
令和2年度末現在の達成率(%)		97,592	÷	100,000	×	100	=	97	%											
令和2年度末の達成状況		A 達成確実 <small>(達成率80%以上)</small>	B ほぼ確実 <small>(60~80%)</small>	C 努力が必要 <small>(40~60%)</small>	D 困難 <small>(40%未満)</small>															
令和2年度末までの取組の分析 <small>※上記達成状況及び達成率になった要因を分析し、課題等を具体的に記載ください。 ※特に、新型コロナの影響を受けて、実施方法や計画の目標数値を変更せざるを得なくなった場合等、具体的にどのような影響があり、どう対応したか、などがわかるように記載ください。</small>		<p>リニューアル以後、各部、HPに新着情報を随時アップするようになり、閲覧数も順調に伸びている。研修の課題をHPを通じてダウンロードしてもらう方法や、採用情報に関する動画や「先輩の声」等の特設コーナーを設けるなど、特定の目的を持った人がHPにアクセスし、それをきっかけにHPに注目してもらえるような工夫も功を奏している。</p>																		

※なお、本評価シートを用いた自己評価については、令和3(2021)年8月末~9月にかけて各部所において実施した。

「だいふくプラン2018」評価・分析結果一覧

重点テーマ1

地域共生社会の実現

NO	基本目標	具体的な取組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020)の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
1	大分県版福祉 ビジョンの確立と 推進	包括的相談支援体制の構築を推進するとともに、地域の実情にあった小地域福祉活動の普及・啓発を行います。	小地域福祉活動研修会の実施回数	地域共生社会推進会議の開催 市町村行政職員、地域の関係者・関係団体対象研修の実施	2回/年	116%	A	3年間の継続実施により法改正に基づく地域共生社会の実現に向けた取り組みを市町村単位で理解促進。	継続的な取り組みを行い、多くの方への理解を促す。また市町村の実践を共有する場の提供。
		地域の包括的な支援力強化を目的に地域包括ケアシステムに関わるネットワーク等との連携強化を図ります。	地域包括ケア研究会の研修会等への参加協力	我が事・丸ごと地域共生社会推進人材養成研修の実施	10回	116%	A	行政、地域の関係者、関係機関の包括的支援体制整備に係る理解促進。	具体的な実践に係る調査研究。
		地域福祉コーディネーター等の養成・育成に取り組み、併せて地域福祉活動の実践研究を行います。	地域福祉コーディネーター養成人数	我が事・丸ごと地域共生社会推進人材養成研修の実施 地域包括ケア推進人材育成研修の実施 多世代交流の地域づくり(あおやま広場)報告書作成	75人	458%	A	地域力強化推進員、相談支援包括化推進員166名を養成。地域包括ケアに携わる人材養成。あおやま広場の活動を報告書にまとめ多世代交流の地域づくり推進。	修了者のフォローアップに関する取り組み。 大分県版福祉ビジョンの見直し。
		種別協議会の運営支援及び連携により地域包括ケアの推進体制強化を図ります。	地域包括ケアシステムの円滑な推進に向けた研修内容を種別協議会と協働して企画する	地域包括ケアの中心となる地域包括支援センターの職員等を対象とした研修会を開催した。	1回以上/年	133%	A	地域包括支援センター職員の専門性の向上が図られた。	研修実施に当たっては、全ての地域包括支援センターからの参加ができていない。研修テーマや講師等の選定に当たっては、当面の課題を中心にしつつも、中長期的な視点にたった人材育成に寄与するものとする。
2	子どもたちの居場所づくり	地域全体で児童や子育て家庭と主体的に関わり、子どもの健全育成や地域での居場所づくりを推進する活動の普及・啓発を行います。	子育て環境セミナーの参加者数	民協ブロック別研修会、子育て環境セミナーの実施 HP、メルマガ、Facebookなどの情報発信	500人	174%	A	各種研修・セミナー、メルマガ・Facebook等の機会活用により子どもの居場所づくりへの理解促進。	子どもの健全育成や子育てに関する新たな生活課題の把握と支援の多様性に係る理解促進。
		子育て家庭の育児不安解消や親子のふれあいを図る目的を推進するため、子育てサロン等の増加を進めます。	子育てサロン立ち上げ運営助成数	おおいた子ども食堂ネットワーク設立 子ども食堂立ち上げ個別相談の実施 子ども食堂支援者養成講座の実施	86か所	91%	A	「おおいた子ども食堂ネットワーク」を設立。立ち上げ相談、運営支援によって居場所の増加。	子どもの居場所づくりに携わりたい方々と居場所づくりのマッチング。
		子ども食堂等支援者同士の現場ニーズを共有し、活動の不安解消や活性化に取り組めます。	子ども食堂連絡会・研修会の開催	ブロック別子ども食堂連絡会の実施 子ども食堂運営者・支援者研修の実施 調理・農業体験事業の実施	連絡会2回/年 研修会1回/年	422%	A	ブロック別連絡会による情報共有や各種研修の実施による不安感の解消。	コロナ禍を含む子ども食堂運営に係る各種課題の解消、財源の確保。

NO	基本目標	具体的な取組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020)の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
3	障がい者の 社会参加推進	障がい者のスポーツ、文化・芸術活動の推進拠点として、様々な障がいの種別や利用者のニーズに応じて、きめ細かく対応できる施設を目指します。	障がい者のセンター年間利用者数	・主催教室や大会、個別レッスン等の開催 ・あすびあ倶楽部の立ち上げ ・「あすびあフェスタ」の開催(2020年度はコロナ禍で中止) ・温水プール利用日・時間の弾力運用	29,000人/年	56%	C	主催教室・大会等を通じた活動機会の提供。	コロナ禍における利用制限の継続。
		県条例の目指す共生社会の実現に向けての拠点施設として、障がい者と健常者との交流を促進するとともに、ボランティアの育成・拡大を図ります。	センター登録ボランティアの人数	・現登録ボランティアを通じた新規登録の拡大 ・「あすびあフェスタ」参加学生ボランティアへの登録の呼びかけ ・2019年度まで「共生社会推進啓発講座」を「あすびあおおいボランティアサポーター養成講座」と位置づけ開催。2020年度は登録ボランティアと障がい者・一般の方を対象に、個別テーマ(発達障がい者への支援)で開催(新規開拓と資質向上)	50人	102%	A	各種教室・大会等に参加するボランティアについて、一定数の確保。	ボランティアの高齢化が進んでおり、若年層の登録による年齢構成の平準化。
		種別協議会の運営支援及び連携により障がい者の就労支援、芸術等文化活動及びスポーツの推進に向けた研修内容を種別協議会と協働して企画する。	障がい者の就労支援、芸術等文化活動及びスポーツの推進に向けた研修内容を種別協議会と協働して企画する	ゆうあいスポーツ大会及び知的障害施設球技大会の開催を通じて、障がい者スポーツの推進に努めた。	1回以上/年	67%	B	スポーツ大会を開催することで、障がい者スポーツの振興や障がい者自身の楽しみや生きがいとなった。	令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症影響で、大会を実施することができなかった。
		種別協議会の運営支援を通して障がい児とその家族の支援体制を図ります。	大分県知的障害児者生活サポート協会の加入者数	知的障害児者生活サポート協会の業務を通じて、障がい児者やその家族の安全・安心の確保に努めた。	2,475人	56%	C	3年間で260人(年平均86.6人)の新規加入者を確保することができた。	新規加入者は一定程度確保できたが、脱退及び解約が多いため、加入者数は、3年間で36人の増加にとどまった。
4	高齢者の 社会参加と 生きがいつくり	生きがい健康づくり、健康寿命の延伸に資するため、豊の国ねりんピックの参加者を増やします。	豊の国ねりんピック(スポーツ、文化、芸術、短文学)の参加者数	初年度は美術展を開催したが、その後台風や新型コロナウイルス感染症拡大のため、文化部門・スポーツ部門の開催が軒並み困難となった。	5,473人	45%	C	市町村ごとにエントリーすることにより、作品展示や試合に向けての生きがい・健康づくりの意欲向上を図ることができた。	コロナ禍で県内感染者が多数出た場合は実施自体中止とせざるを得ない。3世代交流大会の存続が厳しい。
		生きがいにあふれるセカンドライフを送るため、ボランティア団体やNPO等の地域活動へのマッチングを行います。	いきいきセカンドライフ・インターンシップ参加者数	平成30年度まで2年間、大分県ボランティア・NPO推進大会との併催で実施した。	314人	—	—	社会貢献の意義やボランティアのやりがい等を理解してもらい、実践に繋ぐことができた。	定年延長などにより、定年を控えた人たちへの社会貢献へのアプローチが多様で難しい。
		ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への安心した地域生活の支援を行います。	買い物弱者支援に係るモデル事業	買い物弱者支援による地域活性化連絡会の実施	2市1町	0%	D	モデル事業は実施できなかったが、CO-OPやローソンと関係を構築。フードバンク事業や被災者支援等への協力体制を確保。	買い物弱者支援のあり方検討に加え、地域住民による支え合い活動の普及促進。

「だいふくプラン2018」評価・分析結果一覧

重点テーマ2

社会的孤立の解消の促進

NO	基本目標	具体的な取組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020)の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
1	フードバンク の拡充	全ての市町村教育 委員会及び市町村 のスクールソーシャル ワーカー(SSW) に対し、フードバン クについての理解 促進を図ります。	フードバン クについて 理解を図っ た教育委 員会数及び SSW(市 町 村数)	相談があった際 には個別対応を行 っていたが、コロナ 禍となり訪問が困 難になっている。	延べ 36市町村	0%	D	教職員組合に対して、 フードバンク活動へ の理解促進と、フード ドライブへの協力的 体制の確立ができた。	コロナ禍であるため、 教育関係者ほか、困窮 している学生(留学生 含む)への支援が構築 できないか検討する 必要がある。
		取り扱う食品(寄贈 された食品)の数量 を増やします。	品数又は重 量	フードバンク活動 の普及啓発により、 活動が企業や家庭 等に浸透し、安定し た品数を確保でき ている。	20,165個 13,844kg	98%	A	在庫管理システムの 導入により、在庫管 理の業務効率化が図 られ、より迅速な食 品の提供を行うこと が可能となった。	コロナ禍で提供先の 縮小が続くと、過剰 在庫が生じ賞味期限 切れが多く発生する 可能性がある。また、 保存が利く冷凍物の 取扱いも考慮する必 要がある。
2	生活困窮者 への支援	おおいた“くらしサ ポート”事業の取り 組みを支援します。	おおいた “くらしサ ポート”事 業のCSW 登録者数	社会福祉法人が社 会貢献活動として 行う「おおいた“く らしサポート”事業 」における相談支援・ 経済的援助活動、 CSW養成研修及び 拠点施設連絡会等 を実施した。	161人	180%	A	CSWによる相談支援 及び経済的援助によ り、制度の狭間にあ る生活困窮者等の支 援を行うことができた。	制度の狭間で困窮 する方への経済的 援助や就労支援に引 き続き取り組むと ともに、活動の中心 となるCSWの養成 と専門性の向上を 図る。
		生活困窮者自立支 援事業の更なる推 進を図ります。	自立相談支 援事業の実 施社協数	生活困窮者自立支 援機関職員研修の 実施 生活困窮者就労支 援協議会の開催 ダイバーシティ推 進セミナーの実施	4回/年	83%	A	生活困窮者自立支 援機関の職員研修を 継続実施。	就労支援に係る企 業等の理解促進と マッチングのため の仕組みづくり。
		生活福祉資金の適 正な債権管理に取 り組みます。	滞納世帯へ の面談・訪 問による債 権管理	滞納世帯への面談・ 訪問・電話等による 債権管理	250件	82%	A	年間200件の面談・ 訪問・電話等による 債権管理を行った。	償還率を上げるこ とを目標とするこ とも考えられるが、 資金の種類や世帯 状況等の実状など によって取扱いが 異なることや、福 祉の観点や生活福 祉資金の制度目的 から、償還率を 上げるのが第一 ではなく、借入 世帯の社会参加 や自立の促進を 図ることを鑑 みて、引き続き 指導を行った 件数を目標とし たい。
		ひとり親家庭自立 支援資金借受者へ の就労支援を行 います。	貸付件数と 返還免除件 数	広報・啓発及び貸 付	貸付 100件 返還免除 80件	91%	A	3年間で91件の貸 付を行った。 HP(スライド画面 も作成)に掲載す る、パンフレット を作成するなど 広報・啓発を行 い、制度の周知 を図った。	貸付を増やすこと が是ではなく、 ひとり親家庭の 資格取得の促進 を図り、ひいて は生活基盤の安 定化を目的とし ているため、引 続き制度の周知 並びに、申込 者に寄り添った 相談対応を行 ってきたい。
		児童養護施設退 所者等自立支援 資金借受者への 就労支援を行 います。	貸付件数と 返還免除件 数	広報・啓発及び貸 付	貸付 40件 返還免除 32件	100%	A	3年間で40件貸 付を行った。 HP(スライド画面 も作成)に掲載す るなど広報・啓 発を行い、制度 の周知を図った。	貸付を増やすこと が是ではなく、 児童養護施設 等を退所した方 等に貸付を通じ て就労支援を行 い、ひいては生 活基盤の安定化 を目的として いるため、引 続き制度の周知 並びに、申込 者に寄り添った 相談対応を行 ってきたい。

「だいふくプラン2018」評価・分析結果一覧

重点テーマ3

権利擁護システムの早期確立

NO	基本目標	具体的な取り組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020)の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
1	判断能力が 不十分な方 への支援	日常生活自立支援 事業の更なる普及啓 発に努めます。	各関係機 関・団体へ の事業説明 回数	市民後見人養成講 座及び関係会議・研 修会等での事業説 明 電話・来所による個 別相談	15回 /年	82%	A	地域住民、関係機関 等の理解促進、利用者 の増。	研修・会議等を活用し た普及啓発の促進と 事業実施体制の強化 (委託料増)。
		日常生活自立支援 事業担当職員及び 法人後見担当職員 の養成、育成を行いま す。	担当職員へ の研修の実 施回数	事業担当職員研修 の実施 権利擁護・地域定着 支援セミナーの実 施	7回 /年	42%	C	事業担当者および生 活支援員の資質向上。	中核機関、権利擁護セ ンター等、市民後見人 養成講座修了者を対 象とした研修実施。
		法人後見の実施を主 とした権利擁護体制 の仕組みづくりを推 進します。	法人後見実 施社協数	権利擁護セミナー、 権利擁護ニーズ調 査の実施(玖珠町、 九重町) 権利擁護センター 設置促進会議等へ の参加	6市町村 社協	83%	A	各市町村における法 人後見、中核機関等 の総合的な権利擁護 体制の整備。	中核機関、権利擁護セ ンターを対象とした研 修機会の確保、情報交 換・事例検討の場づく り。
2	権利を守る ための 相談体制の充実	苦情解決機能向上 のための研修会を開 催します。	苦情解決セ ミナー参加 者数 (5年間の述 べ人数)	福祉サービス運営 適正化委員会によ る苦情相談等に 応じるとともに、施設 の担当職員等を対 象とした苦情解決 セミナーを開催し た。	900人	72%	B	大分県福祉サービ ス運営適正化委員会 を開催するとともに、 福祉サービス利用者 やその家族等からの 相談に応じた。	各施設・事業所の苦情 対応の適正化と担当 職員の対応能力の向 上を図る。
		福祉事業所における 苦情解決体制整備 のために巡回訪問指 導を実施します。	巡回訪問指 導事業所数	各施設・事業所に対 して、巡回訪問指 導を行った。	10か所 /年	43%	C	各施設・事業所にお いて、苦情受け付け担 当者、苦情解決責任 者、第三者委員の設 置など、苦情対応体 制の構築が図られた。	各施設・事業所にお ける苦情対応体制の 構築と円滑・適正な運 営を図る。

「だいふくプラン2018」評価・分析結果一覧

重点テーマ4

災害に強い地域づくり

NO	基本目標	具体的な取組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020)の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
1	災害時の 支援体制整備	県災害ボランティアネットワーク協議会の各構成団体が災害時にそれぞれの特性を発揮できる体制を確立します。	災害時行動シートを作成した構成団体数	令和元年度に新体制への検討を開始し、同2年度末に新たな体制を構築することができた。	20団体	125%	A	令和2年度に設置要綱を見直し、従来のネットワークを「大分県災害ボランティアセンター支援ネットワーク連絡協議会」に名称変更し、構成団体も変更した。	災害ボランティアセンターの運営への理解促進及びそれぞれの団体の具体的な取組みの共有はこれから図っていく。
		市町村災害ボランティアネットワーク協議会を災害時に市町村災害ボランティアセンターの運営を支える組織とするため、市町村社会福祉協議会の取組を支援します。	市町村社会福祉協議会との連携による協議会構成メンバーに対するブロック別研修の実施回数	未設置市町村社協を訪問し、設置の意義や目的等の説明を行ったが、コロナ禍でブロック別研修会の実施はなかった。	6回/年	33%	D	災害関係の研修会や実際に発災した年もあり、職員間で地域での関係機関や団体との連携強化が重要であるという認識を高めることができた。	コロナ禍ではあるが、住民の命と暮らしを守る災害への取組みは必要不可欠なものであり、引き続きオンラインを活用するなど研修方法の工夫が必要となっている。
		市町村災害ボランティアセンターにおいて、各班業務を熟知し、主体的に判断・行動できる運営リーダーを養成します。	養成者数	災害ボランティアセンター運営リーダー研修会や現地研修を重ねた者をリーダーとして指定した。	63人	69%	B	平成25年から運営リーダー研修会への参加者は延べ119名となり、その中で、令和2年度末時点でリーダー(マスター15・上級者29)は、合計44名まで増加している。	コロナ禍となり、一番の学びの場であった「現地支援研修」が実施できなくなるなど、継続した支援が取り難い状況となっている。
		発災時いち早く被災地社協に派遣され、災害ボランティアセンター業務を冷静的確にかつ総合的・長期的に支援できるエキスパートで構成する大分県災害時社協支援専門員(仮称)会議を設置するとともに、同専門員の養成を行います。	大分県災害時社協支援専門員(仮称)数	4市町村社協に対して制度の説明を行った以降、具体的な話の進展はない状況である。	22人	27%	D	県内版支援Pの設立を目指したものであるが、項目(29)のとおり、災害ボランティアセンター運営リーダー的な人材は年々増加しており、全体的な底上げは充実してきている。	前項目との違いが市町村社協に理解されているかが疑問である。また予算面での捻出も安定的ではないことから、本項目の推進は上記に包含したほうが良いと思われる。
		大規模災害等に備え、県市町村社協災害時相互応援協定に基づく支援体制を迅速かつ円滑に進めるための情報共有を図ります。	被災者ニーズ把握システムの構築と活用や諸様式の統一化	市町村災害ボランティアセンターでは、災害時無償で利用できるゼンリンの住宅地図及び検討した様式を活用するようになっている。	運用ルールの一斉化やシステム機能の拡張様式等共通フォーマットの作成 18社協	50%	C	二重票など様式の共通フォーマットについては、研修会で検討し、作成でき、発災時や訓練時に活用されている。	新たなゼンリンシステムでの対応が完成。また様式はすでに完備された。様式については、今後さらに使いやすく修正していく。

重点テーマ4

災害に強い地域づくり

NO	基本目標	具体的な取り組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020)の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
2	災害時 要配慮者 の支援	福祉避難所の機能 強化に努めます。	福祉避難所 の機能強化 (人材育成) ブロック研 修	令和元年度、2年度 と各年2か所で開催 した。	12か所	100%	A	研修会がZoomによ るオンライン研修へ変 化した。このため、開 催される市町村以外の 参加者もオンラインで の受講が可能となり、 理解が進んだ。	新たにDWATの事務 局機能を担うこととな り、令和3年度より本 格的に活動しているた め、その要素を盛り込 む必要がある。
		災害時の民生委員・ 児童委員活動への 支援を行います。	災害時要配 慮者支援に 係る研修・ 訓練の実施 回数	ブロック別研修会8 会場で、大分市を除 くほぼすべての市町 村民児協(民生委員・ 児童委員(主任児童 委員))への研修を行 った。	10回	150%	A	市町村域内の単位民 協での研修会や大分 県民児協理事会での 説明等、幅広く要支 援者への支援の在り方 について理解促進を図 ることができた。	民生委員・児童委員の みではなく自治会・福 祉委員・住民・サロン 参加者等、地域の人々 への普及啓発が必要。 よって具体的な取組み 項目及び目標を変更す る必要がある。
		事業所における防災 士の増員を図ります。	防災士養成 数	地域防災活動の担 い手を育成するた め、社会福祉施設職 員を対象とした防災 士養成研修を開催し た。	532人	102%	A	社会福祉施設におけ る防災士の養成が図 られた。	計画的かつ継続的に 防災士の養成を図る 必要がある。
		「大分県社会福祉施 設等災害時相互応 援協定」に基づき、災 害時の施設利用者 処遇や施設運営に対 する広域的支援を引 き続き実施します。	—	各施設・事業所に対 して災害への備え に対する注意喚起を 行うとともに、被害 状況の調査と物的・ 人的支援の必要性 について聞き取りを 行った。	—	—	A	災害発生時の相互応 援体制の構築と意識 の醸成が図られた。	災害発生に備えた施 設利用者の処遇や、災 害の種類に応じた避 難方法の検討、物資の 備蓄等を行う必要があ る。

「だいふくプラン2018」評価・分析結果一覧

重点テーマ5

新しい福祉の担い手づくり

NO	基本目標	具体的な取組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020)の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
1	福祉人材の 確保・定着 ・育成	全国標準を目指す 全国社会福祉協 会中央福祉学院 の福祉職員キャ リアパス対応生 涯研修課程を導 入し、福祉・介 護サービス職員 の質的向上、働 きがいの向上を 推進します。	キャリアパス 研修 受講者数	中堅職員(入職後 概ね3年~5年の 職員)コースの実 施と講師候補の 指導者研修への 派遣	460名	73%	B	福祉・介護職場の職員が今後の将来像をイメージすることができ、研修を実施し、働きがいの向上につながった。68名が参加。	演習指定のカリキュラムのため、コロナ禍で、多くの参加者は望めない。また、今後、初任者、チームリーダー、管理者の各コースを順次実施する必要がある。
		民間社会福祉従 事者等の福利厚 生を充実するこ を目的に、福利 厚生センターへ の加入促進をし ます。	加入法人数	未加入法人に対 する勧奨と既加入 法人への継続依頼	91法人	74%	B	令和2年度には68法人、164事業所、3,727名が福利厚生センターへ加入しており、会員交流事業等を実施している。	平成30年度から加入法人が減少しており、①地域の共済制度へ加入している ②法人独自の福利厚生がある ③財源の余裕がない等の課題がある。
		対象ごと(例:高 齢者サロン、子 育て支援、障が い者、災害時要 配慮者等)に研 修を行い、福祉 ボランティアリー ダーを養成し ます。	福祉ボラン ティアリー ダー研修会 参加者数	研修会を年間5 回継続実施し、 リーダーの養成 を図った。	134人	103%	A	ボランティア活動への新たな取組み意欲や知識の習得により、地域の活動の活性化や効率化に波及していった。	オンライン研修会により、学生やNPO法人など新たな参加者層の確保が期待できる一方、参加が難しくなる方々などの課題がある。このため、市町村社協などに協力いただきオンライン体制の確保などを求めなければならない。
		市町村ボラン ティア連絡協 会のレベルア ップを図り、ブ ロック研修の実 施などの取り 組みを支援し ます。	市町村ボ ランティア連 絡協会合同 研修会の 参加者数	県ボラ連の合 同研修会の参 加者数を指標 としているが、 ブロック別でも 研修会を開催 し、活動の活 性化を図って きた。	94人	67%	B	ボランティア活動への新たな取組み意欲や知識の習得により、地域の活動の活性化や効率化に波及していった。	オンライン研修会や会自体のあり方を考える必要がある。例えば、子ども食堂ネットワーク会員との合併など、枠組み自体を大幅に見直す必要がある。
		民間社会福祉 施設職員退職 共済支援事業 の安定的な運 営を行うこと ともに制度の 充実を図ります。	加入事業所 数	専門家の意見 を聞きながら 安定的な資産 運用を行った。 また、年に1 回運営委員 会を開催し、 経営者や会 員の代表に 資産運用状 況をはじめ 、給付状況 について説 明を行った。	373 事業所	99%	A	361事業所が加入。	未加入法人に対しての加入勧奨。
		介護修学資金 及び再就職 準備金借受 者への就労 支援を行 います。	貸付件数と 返還免除件 数	広報・啓発 及び貸付	貸付中 225件 返還免除 180件	102%	A	3年間で230件の貸付を行った。HP(スライド画面も作成)に掲載する、パンフレットを作成するなど広報・啓発を行い、制度の周知を図った。	貸付を増やすことが是ではなく、本資金の活用を通じて、不足している介護人材の確保並びに定着を目的としているため、引き続き制度の周知ならびに、申込者に寄り添った相談対応を行っていきたい。
		保育士修学 資金及び再 就職準備金 借受者への 就労支援 を行います。	貸付件数と 返還免除件 数	広報・啓発 及び貸付	貸付中 237件 返還免除 190件	115%	A	3年間で442件の貸付を行った。HP(スライド画面も作成)に掲載する、パンフレットを作成するなど広報・啓発を行い、制度の周知を図った。	貸付を増やすことが是ではなく、本資金の活用を通じて、不足している保育人材の確保並びに定着を目的としているため、引き続き制度の周知ならびに、申込者に寄り添った相談対応を行っていきたい。

NO	基本目標	具体的な取組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020)の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
1	福祉人材の 確保・定着 ・育成	県内の小・中・高校生 を対象にした車いす、 アイマスク体験等福祉 入門講座(子どもの ための福祉講座) の充実を図ります。	講座 実施回数	福祉に対する理解 と関心を深めるた めの入門講座の開 催	67回	38%	D	研修センター及び地方 開催を合わせ、3か 年で延べ159回(年平 均53回)、9,607名の 小・中・高校生が参加し た。	障がい者、高齢者は 「大変だ・不自由だ」と いう「できないこと」 の理解ではなく、介護 される人の気持ちを 大事にし、周囲の声か けや福祉用具等を活 用することで「できな いこと」が「できるよ うになる」自立支援の 視点をもった内容とし、 将来の職業選択とし、 つながる講座とする。
2	健全な 施設運営支援	福祉サービス評価 センターおおいた事 業の積極的な推進 を図ります。	福祉サー ビス第三者評 価調査者数	社会福祉施設の第 三者評価と認知症 高齢者グループホー ムを対象とした外部 評価を実施した。	18人	77%	B	第三者評価及び外部 評価の実施により福 祉サービスの室の向 上が図られた。	円滑な評価を実施す るため、計画的に評価 調査者の養成を行う。 第三者評価実施施設 の掘り起こしを行う 必要がある。
		社会福祉施設の適 正かつ安定的な経 営と利用者処遇の 向上を図ります。	社会福祉施 設経営指導 事業相談対 応件数	社会福祉施設から の専門相談及び一 般相談に対応した。	140件 (2018~ 2022年度 平均)	23%	D	社会福祉施設の適正 かつ安定的な経営と 利用者処遇の向上に 寄与できた。	相談事業の利用促進 を図る。
		社会福祉施設の健 全かつ発展的な経 営を目的としたセミ ナーを企画・開催し ます。	経営支援セ ミナー受講 者数	社会福祉施設等経 営支援セミナーを 年10回開催した。	740名 (2018~ 2022年度 平均)	80%	A	経営支援セミナーの 開催を通じて、社会 福祉施設の健全かつ 発展的な経営に寄与 できた。	社会福祉施設が求め るテーマの選定や、受 講者が参加しやすい 開催方法を検討する。
3	介護ロボットの 導入促進	介護ロボットの福祉 施設への導入によ り、介護者の負担軽 減及び利用者に優 しいケアの推進を 図ります。	介護 ロボット 導入施設数	見守り系介護ロボ ット等の有用性に関 する研修や貸出し を実施	50施設	114%	A	有用性を実感してもら うため57施設に、延べ 66台の見守り系介護 ロボット等を貸出しし た。事業は平成30年 度で終了。	コスト面、短期間での 型落ち、業務を担う介 護ロボットの適切な マッチングなどの課 題がある。
		介護ロボット等を活 用するノーリフティ ングケアの普及によ り、介護ロボットの 導入促進を図る。	ノーリフ ティングケ ア導入施設数	ノーリフティ ングケア [マネジメント研 修]、「推進施設にお ける実地研修」、「新 規取組施設におけ る実地研修」の実施	30施設	144%	A	26施設がノーリフティ ングケアに取り組み、 残業時間の縮小や離職 の減少など、職場環 境の改善につなげてい る。	限られた指導者が新 規取組施設を訪問し て指導する方法では、 期待したほどの普及 が進まない。また意識 改革に繋がる評価方 法を検討する必要が ある。

「だいふくプラン2018」評価・分析結果一覧

重点テーマ6

情報発信体制の強化

NO	基本目標	具体的な取り組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020) の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
1	だいふくくんを 活用した 社協活動のPR	ホームページを充実 させ、さまざまな社 協活動の情報発信 に努めます。	ホームペー ジ年間アク セス数	ホームページをリ ニューアルし、より 見やすく、かつ編集 しやすい構成にす ることで、更新頻 度と閲覧数の向上 につなげた。	100,000 件/年	97%	A	HP掲載が簡単になる ことで、更新頻度が 増し、閲覧数も順調 に伸びている。	記事のアップ、更新が 一部の職員に偏って いる。多様な職員の 参画を促したい。
		Facebookを活用し、リアルタイムな 情報発信に努めます。	県社協 Facebook ページフォ ロワー数	Facebookだけ でなく、Instagramも 含め、SNSの更新 には力を入れてきた ことで、フォロワー 数を順調に延ばすこ とができた。	1,160 フォロワー	97%	A	若年層は、HPよりも、 より身近なInstagram やFacebookを活用し ていることから、社協 活動の啓発だけでなく、 求人情報等を効果的 に広報することが可能 になった。	記事のアップ、更新が 一部の職員に偏って いる。多様な職員の 参画を促したい。
		善意銀行の広報活 動を強化し、県内 の地域福祉を推進 する団体の支援を 広げます。	善意銀行一 般預託金	ホームページのリ ニューアルに伴い、 善意銀行のページ も一新し、寄附者 と助成を受けた団 体の活動の見える 化等に取り組んだ。	1,500千円 /年	88%	A	寄附者は希望者すべ てをHPにアップし、 見える化をはかっている。	助成を受けた団体の 活動の見える化はまだ 十分できていない。
2	ウェルフェア ツーリズム の推進	福祉先進地の受入 施設の協議会を設 置し、海外視察団 体の受入体制の充 実を図る。	協議会参加 施設数	未着手	20施設	0%	D	評価困難	基本目標からの削除
		アジアの旅行者等 に対する広報を強 化します。	受入人数	アジアからの視察 団体の当研修セン ターへの受入と案 内パンフ(韓国版) による広報	2,000人	14%	D	評価困難	基本目標からの削除

「だいふくプラン2018」評価・分析結果一覧

重点テーマ7

法人の基盤強化

NO	基本目標	具体的な取組み項目	目標指標	3年間 (2018-2020)の 具体的な取組	目標値	3年間の 評価結果		主な分析結果	
						値	値から算出 した評価	成果 (どのような成果があったか、 何が改善されたか)	課題 (何か課題として残ったか、 今後何に取り組むべきか)
1	財政の 安定化	自主財源の確保として自主研修・事業を強化し、収益の増額に努めます。	自主研修・事業の法人運営事業繰入金の収益増(毎年度対前年度比850千円の増収)	特に新型コロナウイルスの流行後は、感染症対策の徹底のみならず、オンラインや動画配信など新しい手法も取り入れ、研修等の実施を継続してきた。	8,000 千円	-322%	D	継続的に実施したものの、開催中止や規模縮小により、参加者が例年の半分以下になった研修等も少なくなく、さらに、オンライン上でのグループワークを成立させるためのファシリテーター謝金の増や、資料を事前送付するための通信運搬費の増などが見られ、収入自体は大きく減少していないにもかかわらず、収益は大きな落ち込みとなっている。	オンラインや動画配信が主流となる中で、それらの開催方法における収支に応じた参加費の検討が必要。
		経費節減として事務費の縮減に努めます。	事務費の縮減(毎年度対前年度比500千円の支出減)	インターネットバンキングの導入による手数料の縮減、ペーパーレス化による印刷料、コピー用紙代等の縮減などに努めた。	18,000 千円	-2339%	D	目標値の指標となっている「事務費全体」で比較すると、生活福祉資金事務費(新型コロナ特例開始による送金手数料等の急増)などの影響で大幅に支出が増えているが、一般会計の消耗品費や通信運搬費などの事務費は微減となっており、意識的に取り組んできた効果は出ている。	指標とする数値は、現に法人の財政の安定化に繋がるものであるべきである。
2	組織体制の 強化	年度毎の事業計画に基づき、組織体制の構築を図ります。	—	年度ごとに事業計画を作成し、着実な事業実施を行った。	—	—	B	その時々具体的な課題・ニーズを事業計画に反映させ、事業を実施してきた。	年度ごとの事業計画と本プランとの連動性が薄い。本プランは年度ごとの事業計画と連動させることで、進捗管理をはかっていきたい。
		評価制度の充実を図り、職員のモチベーションの向上と質の高い人材育成を図ります。	—	評価制度の見直しは未実施となっているが、メンター制度導入による新採用職員の定着支援、初任給調整手当の導入などによるモチベーションの向上をはかった。	—	—	C	メンター制度の導入により、中堅職員が新採用職員とかわる機会が増え、新採用職員の離職率の低下につながっている。	評価制度の見直しが未実施。 職階に応じた役割の明確化や同一労働同一賃金への対応も含め、評価制度の見直しは不可欠である。
		職員のスキルや職務に応じた研修を受講させることにより、職員の資質向上を図ります。	—	新人材育成基本方針を策定し、積極的な研修受講の推進を行うことで、職員の資質向上をはかっている。	—	—	B	新人材育成基本方針の策定により、各年代、各職階に応じた求められるスキルや、受講すべき研修の見える化をはかった。	新人材育成基本方針策定後に新型コロナウイルス感染症の拡大などが発生した。状況の変化に伴い求められるスキルも変容するため、方針は毎年の見直しが必要。

社会福祉協議会（社協）

社会福祉法に規定された、「地域福祉の推進を目的」とし、営利を目的としない、自主性と公共性を兼ね備えた民間団体です。

社会福祉協議会の基本的性格

「**自主性**」・・・地域住民や福祉関係者などの参加・協力を得て組織・活動する

「**公共性**」・・・広く住民や社会福祉関係者に支えられた活動をする

社会福祉協議会の構成

・その区域内における社会福祉を目的とする事業の経営者及び活動を行う者

・社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数が参加する

・市町村社会福祉協議会の過半数が参加する（都道府県社協のみ規定）

区域内の事業者の過半数を要件とすることで、同じ区域内に2カ所以上の設置を防ぎ、唯一市区町村内もしくは都道府県内で意見や参加を推進するための**公共的な役割**を担っています。

市町村社会福祉協議会（市町村社協）

地域に一番近い立場で、地域の皆さんが住み慣れた場所で安心して暮らすことができるように地域福祉活動を実施するとともに、多様なネットワークを構築し、地域福祉の推進を図る団体です。（社会福祉法第109条）

都道府県社会福祉協議会（県社協）

広域的な立場から地域福祉活動を支援する活動を行います。

市町村社協や福祉関係者、地域住民などの連絡調整、指導助言、福祉関係者への経営指導や研修、情報収集・提供などはもちろん、広域的に実施することが効果的とされる各種事業（生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業など）を行うことで地域福祉の推進を図る団体です。（社会福祉法第110条）

県社協の役割と機能

市町村社協や福祉関係者、地域住民の参加・協力を得て、各市町村を通ずる**広域的な役割・機能**を果たすことが求められています。

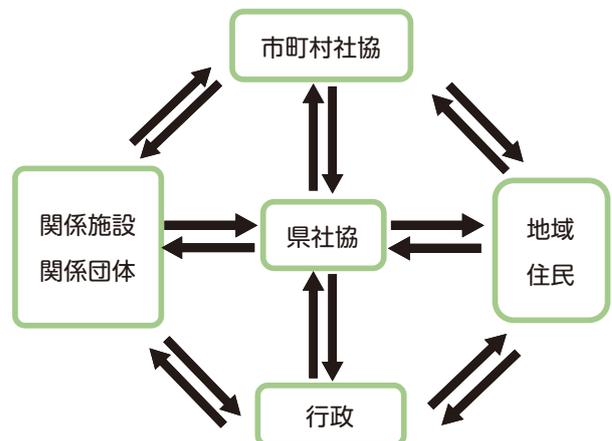
- ①社会福祉事業・活動の連絡調整・支援
- ②住民の福祉活動への参加促進
- ③福祉人材の確保・養成
- ④福祉サービスの質の向上、利用援助・権利擁護
- ⑤福祉サービスの企画・実施
- ⑥情報収集、提供、広報、調査・研究、政策提言、ソーシャルアクション

また、広域的に公共性、自主性そして公益性が認められる組織として、利用者の保護や情報提供について、特に下記の事業についても**歴史の中で県社協で担うこと**とされてきました。

- ・日常生活自立支援事業
- ・第三者評価事業
- ・福祉サービス運営適正化委員会の運営

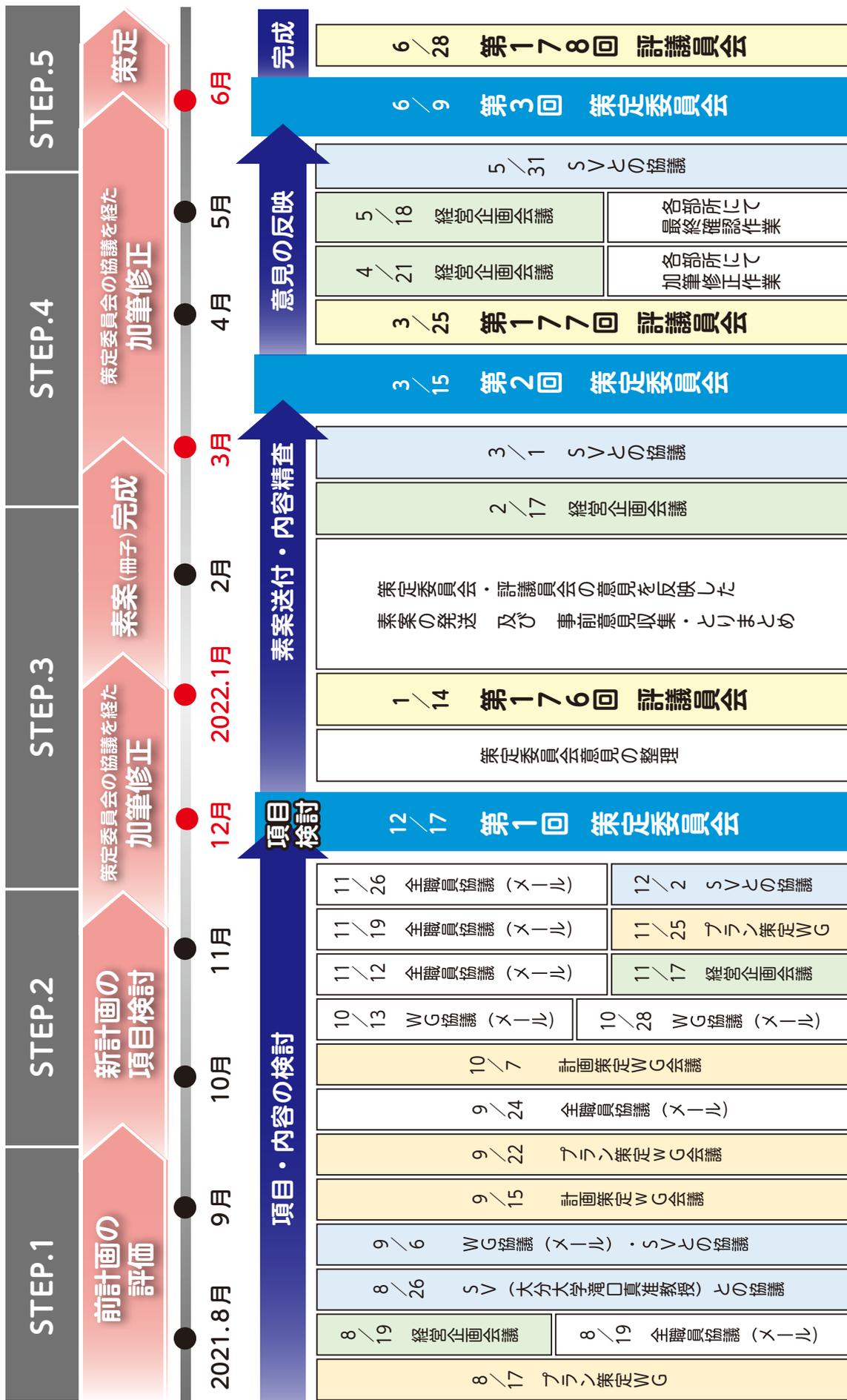
さらに、社会福祉法において下記のように規定されているため、**市町村社協や関係施設・団体との協働・支援**が求められています。

- ・市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- ・社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- ・社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言



大分県協第5次中長期活動計画策定スケジュール

大分県協中長期活動計画「だいふくプラン」、経営基盤強化・発展計画策定の流れ

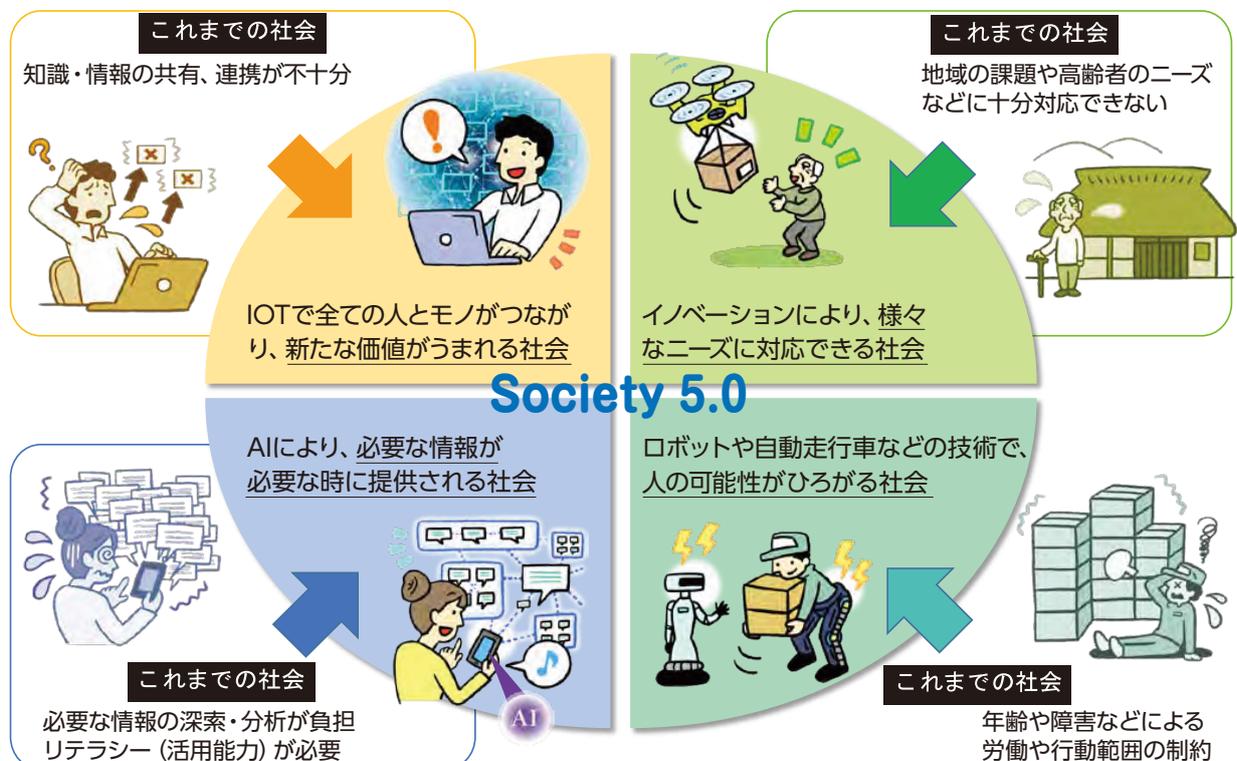


用語解説

あ	ICT p.50 (※17)	「Information and Communication Technology」の略。 通信技術を活用したコミュニケーション。
え	SDGs p.16 (※4)	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」。①貧困 ②飢餓 ③保健 ④教育 ⑤ジェンダー ⑥水・衛生 ⑦エネルギー ⑧成長・雇用 ⑨イノベーション ⑩不平等 ⑪都市 ⑫生産・消費 ⑬気候変動 ⑭海洋資源 ⑮陸上資源 ⑯平和 ⑰実施手段 から成る。
け	健康寿命日本一 p.25 (※10)	健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。大分県はすべての県民が生涯にわたり、健康で活力ある生活を送ることができるよう「健康寿命日本一」の実現を目標に掲げており、令和3年12月時点で、男性1位、女性4位。
げ	ゲストティーチャー p.22 (※8)	特技を活かして活動するボランティア講師・指導者。
さ	災害福祉支援センター p.42 (※12)	災害時の福祉支援活動を総合的に推進、また広域的な調整等を図る拠点。平時から都道府県社協に設置し、地域内で自治体や市町村社協、社会福祉法人、NPO等関係団体、企業等とのネットワークを構築し、災害に備えていくことが求められている。
さ	災害時要配慮者 p.44 (※14)	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。
し	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県条例 (平成28年3月30日・条例第15号) p.26 (※11)	全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、誰もが心豊かに暮らすことができる大分県づくりに資するために策定された条例。
そ	Society5.0 p.16 (※5)	2016年1月に閣議決定され、政府が策定した「第5期科学技術基本計画」のなかで提唱されている新しい社会のあり方。 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。 テクノロジーによってオンライン空間と現実世界をつなぐことで、社会の問題を解決する「人々が暮らしやすい社会」のことであり、「狩猟社会＝Society 1.0」「農耕社会＝Society 2.0」「工業社会＝Society 3.0」「情報社会＝インターネット社会（現在）＝Society 4.0」に続く社会を指す。
で	DX p.43 (※13)	「デジタル(digital: デジタル・電子) トランスフォーメーション(transformation: 変化・変革)」の略称。デジタル技術を使ってサービス等を変革していくことであり、システムを導入することで事業やサービスを改善・向上させることなどをいう。

で	DWAT p.44 (※15)	Disaster Welfare Assistance Team の略称。災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成する。
で	デジタルリテラシー p.48 (※16)	最新のテクノロジーを業務に活かす能力のこと。パソコン、スマートフォン、タブレットといったデジタルデバイスや、ソフトウェアを使って目的を達成するためのスキル。
に	ニューノーマル p.16 (※6)	新型コロナウイルス感染症の蔓延といった“大きな変化”の後に訪れる新しい常識・日常。思いもなかったことが当たり前になってしまう現象。
の	ノーリフティングケア p.50 (※18)	持ち上げ・抱え上げなどのケアをやめ、リフト等福祉用具を積極的に使用することで、利用者の自立支援と安全を確保しつつ職員の身体的負担軽減をはかるケア。
ふ	フレイル p.24 (※9)	年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。語源は「虚弱」を意味する英語「frailty」。

《参考資料：Society5.0 ※内閣府作成》



[内閣府作成]

大分県社協第5次中長期活動計画「だいふくプラン2022」及び 「経営基盤強化・発展計画2022」策定委員会 設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人大分県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、大分県社協第5次
中長期活動計画「だいふくプラン2022」及び「経営基盤強化・発展計画2022」（以下、「計
画」という。）策定のため、計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、本会理事及び学識経験者若干名で構成する。

(業務)

第3条 委員会は、計画策定案を検討し、その進捗を管理する。

(委員長及び議長について)

第4条 委員会の委員長は大分県社会福祉協議会長とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画策定完了により終了するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本会総務・企画情報部で行う。

(補足)

第7条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、本会会長が定める。

附則

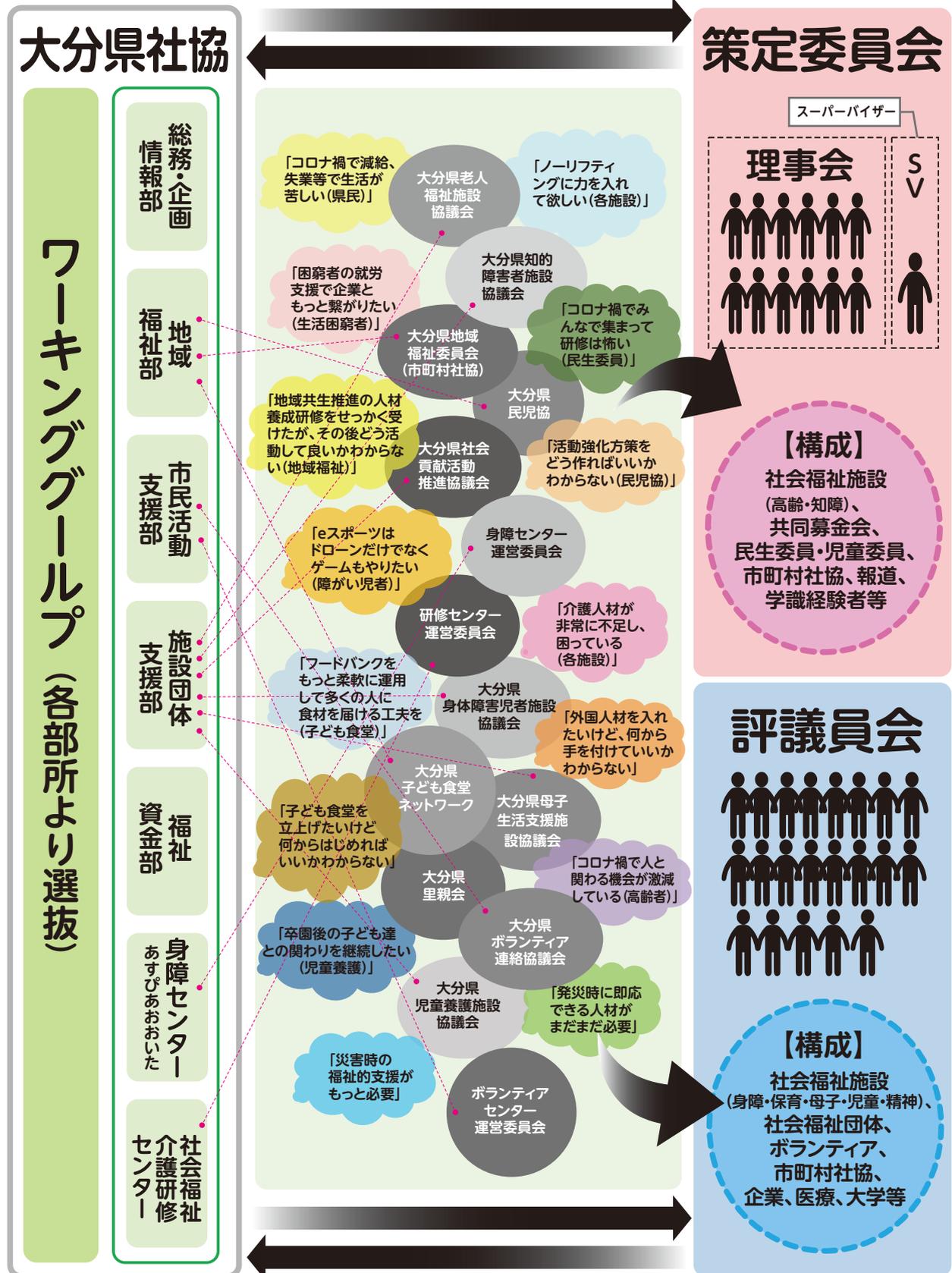
この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

社会福祉法人大分県社会福祉協議会
第5次中長期活動計画「だいふくプラン2022」及び
「経営基盤強化・発展計画2022」策定委員会委員

区分 NO.	構成区分	NO.	氏名	所属	備考
1	公私社会福祉施設及び 団体の代表者	1	千嶋 敏夫	大分県老人福祉施設協議会 会長	理事
		2	平原 伸	大分県知的障害者施設協議会 会長	理事
		3	荒金 一義	大分県共同募金会 副会長	理事
		4	牧 達夫	大分県老人クラブ連合会 会長	理事
2	民生委員・児童委員等の 社会福祉奉仕者の代表者	5	定宗 瑛子	大分県民生委員児童委員協議会 会長	理事
		6	田中美智代	大分県ボランティア連絡協議会 会長	理事
3	市町村社会福祉協議会の 代表者	7	江藤 郁	大分市社会福祉協議会 会長	理事
		8	垂井美千代	臼杵市社会福祉協議会 会長	理事
4	社会福祉、保健及び 社会教育関係公務員並びに その関係団体の代表者	9	R4.3.31 まで 伊東 敏秀	大分県社会福祉協議会総括次長兼福祉資金部部长	理事
5	学識経験者	10	草野 俊介	大分県社会福祉協議会 会長	理事
		11	佐藤 政昭	大分合同新聞社 特別顧問	理事
		12	奈須 俊之	元特別養護老人ホーム 施設長	監事
		13	安部 敏朗	大分県民生委員児童委員協議会 顧問	監事
		14	高窪 修	大分県障害者社会参加推進センター 事務局長	監事
		15	滝口 真	大分大学 福祉健康科学部 准教授	スーパー バイザー

※策定にあたっては、様々な団体・機関からの意見を取り入れるため、本会評議員会（構成：社会福祉施設（身障・保育・母子・児童・精神）、社会福祉団体、ボランティア、市町村社協、企業、医療、大学、行政等）における意見聴取、及び計画への反映も行った。

大分県社協第5次中長期活動計画だいふくプラン2022 及び 経営基盤強化・発展計画2022策定委員会等



資料編



おいもとーさん さくらかーさん だいふくん いちごちゃん Mr. オーレ ヨモじい きなこぼあば

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会